

平成 2 3 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 1 号)

平成 2 3 年 3 月 1 1 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙
- 日程第 6 議案第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 5 号 佐久広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7 号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 10 号 基盤整備事業入細久保地区の施行について
- 日程第 13 議案第 11 号 御代田町行政手続条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 13 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 14 号 御代田町学校給食共同調理場設置条例を制定する条例案について
- 日程第 17 議案第 15 号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 16 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 19 議案第 17 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 20 議案第 18 号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案
について
- 日程第 21 議案第 19 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 23 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 23 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 23 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案につ
いて
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案
について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 23 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案につ
いて
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 23 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案につい
て
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 23 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
案について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 23 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案
について
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 23 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案につい
て
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 23 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案につ
いて
- 日程第 33 議案第 31 号 平成 23 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予
算案について
- 日程第 34 議案第 32 号 平成 22 年度御代田町一般会計補正予算案（第 7 号）につい
て
- 日程第 35 議案第 33 号 平成 22 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第
1 号）について
- 日程第 36 議案第 34 号 平成 22 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案

(第2号)について

- 日程第37 議案第35号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算案(第4号)について
- 日程第38 議案第36号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案
(第4号)について
- 日程第39 議案第37号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第
3号)について
- 日程第40 議案第38号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算案(第2号)について
- 日程第41 議案第39号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第
3号)について
- 日程第42 議案第40号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予
算案(第4号)について
- 日程第43 議案第41号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案
(第4号)について
- 日程第44 平成23年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告
について
- 日程第45 平成22年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回
補正予算の報告について
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 請願第5号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対に関する請願

平成 2 3 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

| | | | |
|-----------|--------------------|--------------------|----------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 | | |
| 招 集 の 場 所 | 御 代 田 町 議 事 堂 | | |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会 | 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 | 午前 1 0 時 0 0 分 |
| | 閉 会 | 平成 2 3 年 3 月 2 2 日 | 午前 1 1 時 3 8 分 |

第 1 日 目

| | | | |
|-----------------|-----|--------------------|----------------|
| 開 議 ・ 散 会 の 日 時 | 開 議 | 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 | 午前 1 0 時 0 0 分 |
| | 散 会 | 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 | 午後 4 時 5 3 分 |

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

| 議 席 | 氏 名 | 出 欠 席 | 議 席 | 氏 名 | 出 欠 席 |
|-----|-----------|-------|-----|-----------|-------|
| 1 | 野 元 三 夫 | 出 席 | 8 | 古 越 弘 | 出 席 |
| 2 | 小 井 土 哲 雄 | 出 席 | 9 | 武 井 武 | 出 席 |
| 3 | 仁 科 英 一 | 出 席 | 1 0 | 笹 沢 武 | 出 席 |
| 4 | 茂 木 勲 | 出 席 | 1 1 | 市 村 千 恵 子 | 出 席 |
| 5 | 池 田 健 一 郎 | 出 席 | 1 3 | 内 堀 恵 人 | 出 席 |
| 6 | 東 口 重 信 | 出 席 | 1 4 | 柳 澤 治 | 出 席 |
| 7 | 古 越 日 里 | 出 席 | | | |

| | |
|---------------|-------------|
| 会 議 録 署 名 議 員 | 3 番 仁 科 英 一 |
| | 4 番 茂 木 勲 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 荻 原 謙 一 |
| 係 長 | 古 越 光 弘 |
| | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長 | 茂 木 祐 司 | 副 町 長 | 中 山 悟 |
| 教 育 長 | 高 山 佐 喜 男 | 会 計 管 理 者 | 古 越 敏 男 |
| 総 務 課 長 | 荻 原 眞 一 | 企 画 財 政 課 長 | 内 堀 豊 彦 |
| 税 務 課 長 | 清 水 成 信 | 教 育 次 長 | 荻 原 正 |
| 町 民 課 長 | 尾 台 清 注 | 保 健 福 祉 課 長 | 土 屋 和 明 |
| 産 業 経 済 課 長 | 武 者 建 一 郎 | 建 設 課 長 | 笠 井 吉 一 |
| 消 防 課 長 | 重 田 勝 彦 | 代 表 監 査 委 員 | 泉 喜 久 男 |
| | | | |
| | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 | | |
| 議 長 の 諸 報 告 | 別 紙 | | |
| 会 議 事 件 | 別 紙 | | |
| 会 議 の 経 過 | 別 紙 | | |

第 1 回定例会会議録

平成 23 年 3 月 11 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（柳澤 治君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 23 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 23 年 3 月 11 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から選挙 1 件、議案 38 件、報告 2 件、諮問 1 件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配布した請願文書表のとおり、請願 1 件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 8 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 平成23年2月7日付で朝倉謙一議員より辞職願が提出されましたので、議長においてこれを同日付で受理し、許可しました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営副委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営副委員長。

（議会運営副委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営副委員長（市村千恵子君） それでは、報告をいたします。

去る3月4日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成23年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、選挙1件、人事案1件、事件案6件、条例案9件、予算案22件、報告2件、諮問1件の計42件であります。

12月定例会以後提出された請願は1件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より3月22日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思っております。

29ページをお開きください。

平成23年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

| | | | | |
|--------|-------|-----|-------|------------|
| 第 1 日目 | 3月11日 | 金曜日 | 午前10時 | 開会 |
| | | | | 諸般の報告 |
| | | | | 会期の決定 |
| | | | | 会議録署名議員の指名 |
| | | | | 町長招集のあいさつ |
| | | | | 議案上程 |

| | | | | |
|----------|-----------|-----|----------|----------|
| | | | | 議案に対する質疑 |
| | | | | 議案の委員会付託 |
| 第 2 日目 | 3 月 1 2 日 | 土曜日 | | 議案調査 |
| 第 3 日目 | 3 月 1 3 日 | 日曜日 | | 議案調査 |
| 第 4 日目 | 3 月 1 4 日 | 月曜日 | 午前 1 0 時 | 一般質問 |
| 第 5 日目 | 3 月 1 5 日 | 火曜日 | 午前 1 0 時 | 一般質問 |
| | | | | 特別委員会 |
| 第 6 日目 | 3 月 1 6 日 | 水曜日 | 午前 1 0 時 | 常任委員会 |
| 第 7 日目 | 3 月 1 7 日 | 木曜日 | 午後 1 時 | 常任委員会 |
| 第 8 日目 | 3 月 1 8 日 | 金曜日 | 午後 1 時 | 全員協議会 |
| 第 9 日目 | 3 月 1 9 日 | 土曜日 | | 休会 |
| 第 1 0 日目 | 3 月 2 0 日 | 日曜日 | | 休会 |
| 第 1 1 日目 | 3 月 2 1 日 | 月曜日 | | 休会 |
| 第 1 2 日目 | 3 月 2 2 日 | 火曜日 | 午前 1 0 時 | 委員長報告 |
| | | | | 質疑・討論・採決 |
| | | | | 閉会 |

以上です。

続きまして、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について、報告いたします。

次のページをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 6 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 1 7 日 木曜日 午後 1 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 1 6 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 1 7 日 木曜日 午後 1 時 議場

全員協議会開催日程

3 月 1 8 日 金曜日 午後 1 時 大会議室

特別委員会開催日程

廃棄物対策特別委員会

3月15日 火曜日 一般質問終了後 大会議室

となっております。以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本日より3月22日までの12日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月22日までの12日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 仁科英一議員

4番 茂木 勲議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、公私ともお忙しい中にもかかわらず、平成23年第1回御代田町議会定例会にご参集をいただき、定刻どおりに議会が開会できますことに、厚く感謝申し上げます。

先ごろ行われました町長選挙におきまして、4,639人もの方々のご支持をいただき、これから4年間の御代田町の運営を任せられました。私としましては、町民の皆さまのご期待にこたえられるよう、全力を尽くす所存ですので、議員の皆さまの引き続いてのご支援とご協力を切にお願いする次第であります。

まず最初に、今度の町長選挙の結果をどう見るかについて、私の所見を述べたいと思えます。

私は、今度の選挙で、町民の皆さまが何を基準に選択したのかということについ

て、2つの角度から考えています。

まず第一は、御代田町が将来に向けて歩む方向として、同和事業の復活など、混乱した町政への後戻りではなく、安定した町政の継続を町民の皆さまが冷静に選択をされた結果だと考えています。

私の当選によって、同和事業の復活を狙う勢力を抑え込むことができ、復活への道を阻止することができました。この結果は、御代田町の将来にとって、安定した行政運営を可能とするきわめて大きな成果となりました。しかし、残念ながら、一部には、依然として同和事業の復活を狙う強力な勢力が存在しているという事実は、今後も決して軽視することはできません。

2つ目としては、これまで4年間の町の実績が、町民の皆さまから評価された結果だと思います。町民の皆さまから評価をいただいた内容としましては、健全な財政運営のもとでの計画的な行政と常に町民益に基づいた事業の推進によって、安定した行政の運営ができたことにあると実感しています。

この評価は、私を中心として職員の皆さんがよく頑張っていて、新しい事業を順調に進めたということが評価されたのであって、我々は、この結果に自信を持って歩みを進めたいと思います。

3つ目として、以上の成果のうえに立って、2期目に向けた私の政治姿勢について述べたいと思います。

町長が2期目になると、おごりや独善的な姿勢になりがちだと言われていています。私はまず、あくまでも謙虚な気持ちに常に立ち返って、行政の運営に携わることが2期目に向けた政治姿勢の第一だと考えています。常に謙虚な気持ちでという初心に立ち返って取り組んでいきたいと決意をしています。

そのうえで、私の政治心情の1つ目は、不正や利権を許さずに、私利私欲なく働き、清潔な町をつくることです。2つ目は、さまざまな圧力やおどしに屈せず、安定した町政で町民益を貫くことにあります。この政治姿勢を堅持して歩みたいと思います。

4つ目に、選挙公約に基づく事業の推進方向について述べたいと思います。

既に私の選挙公約は、パンフレットその他に明記してあるとおりです。

私が提案した重点公約の1つ目は、御代田町の豊かな自然環境を守り、育てることです。これは、町がこれから発展していくためのすべての基本になるものと考え

ています。つまり、町の人口を増やすうえでも生活しやすい環境づくりでも、商工業や観光の振興のためにも、町が誇れる豊かな自然を守り、育てることを基本にすることが、何よりも重要だと考えています。

重点公約の2つ目は、新しい雇用を増やして、働き続けられる町をつくることです。これは、新年度から始める県の緊急雇用対策2億円を活用して、雇用を増やす事業と個人のお宅の住宅リフォームへの20%の補助で仕事を増やす事業、法人税率の引き下げで町内企業の経営を支援する事業が、主な内容です。

重点公約の3つ目は、子育て支援センターを新しくつくって、総合的な子育て支援を始めることです。特に、学校の長期休みや放課後も安心できる小学校6年生までの学童保育は、早急に進めなければなりません。

重点公約の4つ目は、健康で安心して暮らせる安全なまちづくりです。いま町が進めている健康なまちづくり推進プロジェクトの内容を更に充実させることで、安心して暮らせる町を、まちづくりを進めます。また、町の中心部の道路の拡幅、バリアフリーの歩道の整備、災害に対応する用水路の改修や緊急通報システムによって、安全なまちづくりを進めます。

重点公約の5つ目は、ごみ焼却場の建設に向けた課題です。将来に向けて、安定的なごみ処理と施設の建設費や維持管理費などの経費の節減を目的とする佐久市を中心とするごみ焼却場の建設計画を重大な決意を持って推進することです。

以上が主な内容です。

いま、国の政治と経済が、経済の混乱が続く中で、私たち地方自治体は、どのようにして町民益を確保しながら、安定した行政の運営を進めるべきなのか、新たな財源をどのように生み出すのかという点で、新たな改革が求められています。

私は、2期目の出発点にあたって、4月1日から当面の間、副町長を選任しないという1つの改革方針を明らかにしました。これは、職員の数を減らす方向での改革ではなく、これまでの理事者の体制を大胆に見直していきたいということです。いまの厳しい時代を乗り越えるために、理事者がこれまで以上にもっと苦勞をして、その役割と責任を果たしていこうとする決意をあらわしたものであります。

こうした私の政策については、中山副町長にも既に理解をいただいておりますし、同意をいただいたうえで方針を公表させていただきました。しかし、副町長を当面

の間選任しないということは、いままでいた副町長がいなくなるわけですので、課題を抱えていることも理解をしています。当面の間選任しないという方針は、もしも私の在任中に副町長が必要だと判断したときには、その時点で選任するという柔軟な対応をしていきたいという考えのうえに立ったものであります。

したがいまして、私の進める改革の第一歩として、また、新たな挑戦の課題として、ぜひともご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

選挙公約の実現につきましては、そのための推進方向、あるいは推進体制を明確にして実行していきたいと考えています。既にそれぞれの担当課、あるいは係の中でどのように実現させるのかという、実現に向けたプログラムの作成を指示しているところです。

その基本は、どうしてこの事業が必要なのか、何のために事業を実施するのかという考え方を明確にすることです。選挙公約だからと、ただ単に事業を始めればよいというものではありません。もちろん、これまでのように、健全な財政運営のもとでの計画的な行政ということと町民益に基づく事業の実施という基本的方針、基本方針は、すべてに共通するテーマとなります。それぞれ新しく始めようとする事業に対して、私たちの思いや願いを込めて、私たちの魂を込めて取り組んでいきたいと思えます。

そのうえでの推進体制としては、重要な課題には、検討委員会やチームをつくって、総合的な検討と事業の実施に向けた推進体制をとるよう、課長会議で指示を出していますので、これから具体的な作業を始めることとなります。

以上、述べましたように、公約の実現に向けては、考え方のうえでも、推進体制でも、しっかりとした体制をとっていきたいと考えていますので、議員の皆さまのご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会に提案をさせていただきました案件は、選挙案件1件、人事案1件、事件案6件、条例案9件、平成23年度当初予算案12件と平成22年度補正予算案10件、報告事項2件、諮問案1件の計42件です。

議案の概要を申し上げます。

まず、選挙案件ですが、定数に2名に対し、3名の立候補者がありました長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙をお願いするものです。

人事案は、本年4月19日をもって教育委員会委員5名のうち、1名の方の任期

が満了するため、次期委員の任命にあたりまして、同意を求めるものです。

事件案につきましては、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成21年3月31日をもって廃止され、これらの要綱に基づき策定した佐久地域広域行政圏計画が平成22年度で終了することなどに伴う佐久広域連合規約の変更、この3月31日をもって5年間の指定管理期間が終了する御代田町コミュニティセンターほか3件、8施設の今後5年間における管理者の指定、入細久保地区農業用排水路施設基盤整備事業の土地改良事業施工認可申請を行うにあたり、議会の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、行政手続法の一部改正等に伴う御代田町行政手続条例の一部改正、人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受けた居住手当の廃止等を行うための一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、株式会社日本政策金融公庫法の制定に伴う御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正、この4月から共用を開始する御代田町学校給食共同調理場の設置条例の制定、町民広場の芝生化等に伴う御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正、中学校建て替えに伴う御代田町立学校体育施設使用料条例の一部改正、国の保育料月額徴収基準の改正に伴う御代田町保育料徴収条例の一部改正、不動産登記法の改正に伴う墓地等の経営の許可等に関する条例及び御代田町公共下水道条例の一部改正をお願いするものです。

次に予算案ですが、平成23年度当初予算案につきましては、この2月20日に町長選挙が予定されていたことから、御代田中学校建設事業、まちづくり交付金事業並びに緊急雇用創出事業の継続事業について計上しましたが、骨格予算として予算編成を行いました。また、長期振興計画、自律・協働のまちづくり推進計画を基本に健全財政を堅持しながら、事業効果などを十分検討する中で編成しました。

一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ64億5,614万円で、前年度に比べて8億417万円、11.1%の減額となっています。歳入では、世界的な景気後退が続く中、大幅な雇用情勢の悪化や雇用者所得の減少などにより、昨年を引き続き、町税は5,120万円の減額となっています。地方交付税は、国庫予算の4,799億円の増額や町民税の税収の落ち込みにより9,000万円の増になります。また、平成23年度が最終年となる中学校建設事業費の減額に伴い、それぞれ国庫支出金で1億4,102万円の減、繰入金で3億9,601万円の減、町債

が4億9,470万円の減と大幅な減少となっています。

県支出金では、21年度より行っています地域求職者の雇い入れにより、雇用機会を創出する事業に充てる緊急雇用創出事業補助金1億8,478万円の計上により、2億172万円の増額となっています。

歳出では、平成21年度から実施していますまちづくり交付金事業15億131万円をお願いしました。平成22年度に引き続き、森林公園下藤塚地区の水路改修、既存校舎解体やグラウンド整備等の中学校建設工事、郵便局前のしなの鉄道を横断する栄橋整備や緊急告知システムの整備工事を予定しています。

また、緊急雇用創出事業として、臨時職員の賃金や公共基準点の整備、道路台帳図数値化委託業務など、総額1億8,478万円を計上しました。

なお、骨格予算として編成しました関係上、当初予算へ計上を見送りました新規事業等につきましては、今後6月議会において補正をさせていただく予定です。

特別会計につきましては、老人保健医療特別会計を廃止しまして11特別会計で、総額は、33億8,536万円を計上し、前年に比べ2億7,198万円、7.4%の減少となっています。この主な要因は、介護保険特別会計や小沼地区簡易水道特別会計の減少によるほか、公共下水道特別会計において、平成22年度に行った処理場建設業務の減少によるものです。

続きまして、平成22年度一般会計補正予算（第7号）の概要ですが、総額から歳入歳出それぞれ6,471万円を減額し、合計74億3,031万円とするものです。歳入については、歳入見込みや確定によります補正のほか、国庫支出金では、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金3,000万円や中学校建設にかかる公立学校施設整備補助金、安全安心な学校づくり交付金は、21年度に引き続いて手厚い措置がされることとなり、6,938万円の増額を計上しました。

歳出の主な内容は、まちづくり交付金事業や中学校建設事業の確定及び見込みによる減額や龍神の杜公園の改修等を行う地域介護・福祉空間整備等事業経費2,780万円の計上をお願いしました。

また、特別会計の補正予算につきましては、9会計において、1億5,602万円の減額補正を計上しました。

報告事項につきましては、平成23年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告と平成22年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の

報告です。

諮問案につきましては、本年6月30日をもって人権擁護委員4名のうち、1名の方の任期が満了するため、次期委員の推薦にあたりまして、意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきますようお願いを申し上げまして、第1回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙―――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

長野県地方税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、町村議会議員から2名を選出することになっておりますが、候補者が3名となったため、今回、選挙が行われるものです。

この選挙は、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票数により、当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定により、立会人に

11番 市村千恵子議員

13番 内堀 恵人議員

を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿の配付)

候補者名簿の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票用紙は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

○議会事務局長（荻原謙一君） 議席番号1番、野元三夫議員。議席番号2番、小井土哲雄議員。議席番号3番、仁科英一議員。議席番号4番、茂木 勲議員。議席番号5番、池田健一郎議員。議席番号6番、東口重信議員。議席番号7番、古越日里議員。議席番号8番、古越 弘議員。議席番号9番、武井 武議員。議席番号10番、笹沢 武議員。議席番号11番、市村千恵子議員。議席番号13番、内堀恵人議員。議席番号14番、柳澤 治議員。

(順次投票、終了後)

○議長（柳澤 治君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 1 番 市村千恵子議員

1 3 番 内堀 恵人議員

開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

選挙結果の報告をいたします。

得票総数 1 3 票

有効投票数 1 2 票

無効投票数 1 票

有効投票のうち

久保田三代さん 0 票

山本 陽一さん 1 1 票

関島 伸憲さん 1 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

―――日程第 6 議案第 4 号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 6 議案第 4 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田 1 6 3 3 番地

氏 名 原田博子

生年月日 昭和 2 7 年 5 月 2 7 日生

であります。

教育委員会委員の任命同意をお願いいたします原田博子さんは、平成 1 9 年 4 月 2 0 日から平成 2 3 年 4 月 1 9 日まで、4 年間の任期を務められております。この間、平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日からは、教育委員、教育委員長職務代理を務められ、その重責を果たされる中で、教育行政の発展にご尽力をいただいているところであります。

今回、任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定にあります、人格が高潔で教育・学術・文化に関し、識見を有する者として、再度任命同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成 2 3 年 4 月 2 0 日から平成 2 7 年 4 月 1 9 日までの 4 年間でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 4 号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第 7 議案第 5 号 佐久広域連合規約の変更について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 7 議案第 5 号 佐久広域連合規約の変更についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第5号 佐久広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、佐久広域連合規約を別紙のとおり変更するということであります。

今回の規約改正につきましては、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成21年3月31日をもって廃止され、これらの要綱に基づき策定した佐久地域広域行政圏計画が、平成22年度で終了すること及び新たに広域的な課題として、野生鳥獣被害対策の調査研究に関する事務を行うことに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定等を改めるとともに旧伝染病舎に係る地方債の償還が完了したから、あわせて関係市町村の負担金の負担割合に関する別表を整備しようとするものであります。

7ページ、ご覧ください。

佐久広域連合規約の一部を改正する規約（案）といたしまして、佐久広域連合規約の一部を次のように改正するという事で、第4条第1号、第2号、それと第4条17号のオ、第5条1号及び2号、第5条第16号を、それと別表中の書類事務欄につきまして、先ほど改正理由を説明申し上げた理由によりまして、それぞれ字句の改正を行うとともに、別表中備考欄につきましては、伝染病舎に係る関係が償還が完了したということで、同表の備考の4を削り、以降の備考については、項ずれの改正を行うものであります。

この規約につきましては、平成23年4月1日から施行するということとなります。

説明については、以上であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○ 9 番 (武井 武君) 9 番 武井であります。

1 点だけ、理事者のお考え、また、佐久広域連合の中で、どういう議論、協議がされたか、1 点だけお聞かせください。

ページ、10 ページ、11 ページでございます。第 5 条、佐久広域計画の項目、第 5 条の中に、当然のことながら、御代田町、いままでにおいて、広域連合の中で、十分、調査研究をしていただきたいということを申し上げました。その点につきまして、11 番であります。まだ、(16) に「次に掲げる事項についての調査研究に関すること」ということで、エとして「広域的なごみ処理の推進に関すること」ということで、まだ調査項目の段階にあります。これをなぜ第 5 条の中の「広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載する」ということで、項目の記載になぜならなかったのか、どういう議論をされたのか、理事者の答弁をお願いいたします。

○ 議長 (柳澤 治君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) この件に関します御代田町の見解は、ごみ焼却場を、その広域的な施設の建設ということでもありますけれども、現在、御代田町が具体的に進めていますのは、佐久広域としての施設の建設ではなく、佐久市を中心とする建設計画に参加をしていくということでもありますので、現在の段階で、御代田町としても、佐久広域としてという方向性は、計画はお示ししていませんので、そのような現状を反映しているかと、このように考えております。

○ 議長 (柳澤 治君) 武井 武議員。

○ 9 番 (武井 武君) それは御代田町のお考えは、それでいいと思うんですけども、連合が立ち上がる時から、平成 12 年に連合が立ち上がる時から、このごみ処理問題については、なぜ調査研究の段階に置かなければならないのかということなわけなんです。

ですから、町長は、佐久地域に超長期的には、あるいは理想、あるいは最も有効な利用、町民益のためには佐久地域に 1 つのごみ処理施設が必要がベターと言いますか、一番いいではなかろうかというふうに町長は申されております。ということになれば、当然のことながら、この佐久広域連合が 1 つになって、このごみ処理の

関係について協議するのが当然だと思うわけでございますけども、理事会等において、このような話し合いは出たか出なかったか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 過去におきまして、この項目をどうするのかという議論はあったかと思えますけれども、それぞれのやっぱり自治体の考え方がありまして、その現状にとどめるということになったかというような、というふうに私としては認識をしています。

ただ、いま、佐久地域に1つの焼却場の建設ということと佐久広域連合として焼却場をつくっていくというのでは、全く別の問題ですので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） まあ、平成12年からできた広域連合でございますので、どこの町村も非常にごみ処理問題については、頭の痛い問題であるということで、十分今後も理事会側で協議をしていただきたいということを希望しまして終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 佐久広域連合規約の変更については、原案のとおり決しました。

――日程第 8 議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の

指定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第 8 議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 15 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

下記の者を御代田町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 塩野地区コミュニティセンター

施設の所在 御代田町大字塩野 7 9 9 番地の 3

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

指定管理者は、前回も塩野区でございます。今回、23 年の 3 月 31 日をもって指定の期間が 5 年間切れるということで、今回、お願いをするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

――日程第9 議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の

指定について――

○議長(柳澤 治君) 日程第9 議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

下記の者を地域福祉センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 御代田町地域福祉センター

施設の所在 御代田町大字御代田1772番地1

指定管理者 御代田町社会福祉協議会

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

ハートピアみよた、通称ハートピアみよたでございますけれども、こちらにつき

ましては、本年度末で5年間の指定期間が満了いたします。この間、指定管理者である御代田町社会福祉協議会は、社会福祉事業の活性化と町民福祉の増進を図ってきております。指定管理者を指定するには、議会の議決を経て指定する必要があるため、今回、議会で同意をいただくという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第8号 御代田町農村研修施設の指定管理者の

指定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第8号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武者建一郎産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） それでは、17ページをお願いいたします。

議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定について

下記の者を農村研修施設の指定管理者と指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 御代田町転作促進研修施設東部地区集会所
施設の所在 御代田町大字草越 4 1 0 番地 1
指定管理者 御代田町草越区
- 2 施設の名称 御代田町転作促進研修施設北部地区集会所
施設の所在 御代田町大字御代田 4 1 0 8 番地 4 6 6
指定管理者 御代田町西軽井沢区
- 3 施設の名称 御代田町転作促進研修施設南部地区集会所
施設の所在 御代田町大字御代田 3 8 4 6
指定管理者 御代田町児玉区
- 4 施設の名称 御代田町転作促進研修施設西部地区集会所
施設の所在 御代田町大字御代田 2 1 5 8
指定管理者 御代田町荒町区
- 5 施設の名称 御代田町麦、大豆生産振興センター
施設の所在 御代田町大字御代田 1 7 7 2 番地 2
指定管理者 御代田町上宿区
- 6 施設の名称 御代田町野菜生産出荷総合管理施設
施設の所在 御代田町大字御代田 3 9 9 5 番地 1 9
指定管理者 御代田町児玉区
- 7 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

この議案第 8 号につきましては、平成 1 8 年度からそれぞれ各区に管理委託している当該 6 施設にかかわる指定管理に関する協定の期間が、平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって満了となります。当該 6 施設の性質上、今後も当該各区に管理をゆだねることが最適であると考えますので、指定手続条例第 5 条の規定に基づき、公募によらず、引き続き、当該各区をそれぞれの施設の指定管理者と指定したいというものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第 11 議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の

指定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 11 議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武者建一郎産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） 18 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 御代田町高齢者創作館

施設の所在 御代田町大字馬瀬口 6 3 2 番地 6

指定管理者 御代田町馬瀬口区

指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

この事業は、議案 9 号につきましても、前議案と同様に、平成 1 8 年度から馬瀬口区に管理委託している創作館にかかわる指定管理に関する協定の期間が、2 3 年 3 月 3 1 日をもって満了となります。本施設の性質上、今後も馬瀬口区に管理をゆだねることが最適であると考えますので、指定手続条例第 5 条の規定に基づき、公募によらず、引き続き、馬瀬口区を創作館の指定管理者と指定したいというものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

○議長（柳澤 治君） この際暫時休憩といたします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

(休 憩)

(午前 11 時 15 分)

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 12 議案第 10 号 基盤整備事業入細久保地区の施行について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 12 議案第 10 号 基盤整備事業入細久保地区の施行についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武者建一郎産業経済課長。

(産業経済課長 武者建一郎君 登壇)

○産業経済課長（武者建一郎君） それでは、19 ページをお願いいたします。

議案第 10 号 基盤整備事業入細久保地区の施行について

土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、基盤整備事業入細久保地区の土地改良事業施行認可申請をおこなうにあたり、議会の議決を求める。

記

名 称 基盤整備事業（農業用排水路施設） 入細久保地区

目 的 本地区は、昭和 30 年前後に整備された石積水路であるが、長年の経過によって老朽化が進み、漏水や石積護岸の崩落が著しく河床の低下、法面の崩落、農地への侵食など農地、管理道への被害が生じています。

よって、用排水路施設整備をおこなう事により、農地被害の防止、安定的な農業用水の供給など営農条件を整える事により、維持管理労力の節減を図り、農業経営の安定化をおこない継続的な農地利用を確保する。

事業内容 水路工 L = 2, 230 m

施行年度 平成 23 年度～平成 26 年度

概算事業費 1 億 2, 900 万円

負担割合 国費 50% 県費 1% 町費 49%

でございます。

この事業は、町道の塩野馬瀬口線、JA の小沼支所東側の貫井といえますか、塩

野の馬場の下の上宿用水、塩野上宿用水の下流部と、それからやまゆり体育館の南側にて、現在、まちづくり交付金事業で工事をしている下藤塚排水路の下流域でございます。馬瀬口区で繰矢川に合流する支点までの下藤塚水路でございます。

まちづくり交付金事業で、下藤塚については事業を施工しているわけですが、農林予算の方が、補助率がよいということの中で採択をしていただき、この事業に取り組みたいということでございます。

土地改良事業の実施については、知事の同意が必要なため、今後、県に協議をしていくわけですが、そのためには議会議決が必要なため、お願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 3 議案第 1 1 号 御代田町行政手続条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 3 議案第 1 1 号 御代田町行政手続条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） 議案書の 2 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 1 号 御代田町行政手続条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政手続条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正につきましては、行政手続法の一部改正が行われました。その関係で、法律の改正の内容であります。行政立法を行う際の意見公募手続、いわゆるパブ

リックコメント手続が新たに追加され、国の行政機関が命令等を定める場合に、広く一般の意見や情報を考慮して、制定することが義務付けられました。なお、地方公共団体が命令等を定める行為については、適用除外とされています。

これらの改正に伴いまして、適用除外とされている条項が、「第3条第2項」から「第3条第3項」に、また、意見公募手続等の新設ということで、第6章が新設されたということで、それぞれ条項の改正を行うものであります。

なお、この条例については、公布の日から施行するというものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第14 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正につきましては、国の人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受けまして、これまで支給していました住居手当を廃止することが1点。あわせて、給与の天引き、いわゆるチェックオフですが、チェックオフにつきましては、所得税法

等においてそれぞれ規定されており、法律に基づく以外のものはすべて条例で定めなければならないとされております。そういった関係がございまして、これらの改正理由に伴う改正を行うものであります。

新旧対照表の方をご覧ください。25ページであります。

第3条2項5号につきまして、「保育士等の給食費」を新たにここへ追加して定めるものであります。また、住居手当につきましては、住宅を新築した際に5年間に限り月額2,500円の住居手当を支給しておりましたが、この23年4月1日から廃止するというので、それに伴う改正を行うということであります。

この条例につきましては、平成23年4月1日から施行するという内容のものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第15 議案第13号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第13号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田勝彦消防課長。

（消防課長 重田勝彦君 登壇）

○消防課長（重田勝彦君） それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 11 日提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の第 2 項中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

改正理由につきまして、ご説明いたします。

株式会社日本政策金融公庫法が施行され、いままでの国民生活金融公庫が解散し、新たに政策金融機関として、株式会社日本政策金融公庫が設立されたことにより、御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

次のページ、29 ページの新旧対照表についてご説明いたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の第 3 条第 2 項中、下線の部分ですけれども、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 16 議案第 14 号 御代田町学校給食共同調理場設置条例を

制定する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 16 議案第 14 号 御代田町学校給食共同調理場設置条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第14号 御代田町学校給食共同調理場設置条例を制定する条例案について

御代田町学校給食共同調理場設置条例を制定する条例を、別紙のとおり提出するということでございます。

本条例は、4月から共用開始になります学校給食共同調理場の目的、名称、位置を定める条例であります。

31ページをお願いいたします。

御代田町学校給食共同調理場設置条例（案）

（設置及び目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、御代田町立北小学校、御代田町立南小学校及び御代田町立中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、御代田町学校給食共同調理場を設置する。

（名称及び位置）

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 学校給食共同調理場

位置 御代田町大字御代田2718番地1

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第17 議案第15号 御代田町体育施設設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第17 議案第15号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、議案の32ページをお願いいたします。

議案第15号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案について

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するというごさいます。

今回の一部改正は、改正の理由の1点目といたしまして、町民広場を全面芝生化し、機能向上を図ったことを受けまして、名称を「町民芝生広場」と変更させていただくことと、施設使用料の改正をさせていただくものであります。

使用料の改正額につきましては、新たな施設として検討させていただきました。近隣には類似施設がないため、松本市と長野市の運動公園の施設利用料を参考にさせていただきました。

具体的に申し上げますと、松本市では、アマチュアスポーツに利用する場合、1時間あたり3,142円から5,555円であります。アマチュア以外の方の利用については、その5倍の使用料を徴収しております。長野市では、入場料を無料とする場合については、1時間あたり2,000円から2,400円になります。入場料有料や市外の利用者の場合は、その3倍の使用料を徴収しております。

これらを参考にしたことと今後、砂、肥料散布、消毒、芝の追いまき、芝刈り、根切り等の作業、散水などに毎年200万円以上の維持管理費がかかる見込みであります。これらのことを考慮させていただきまして、当町では、1時間あたりの使用料は、1,000円が妥当な額とさせていただき、また、町外の利用者の使用料については、その3倍が適当ではないかと考え、使用料を改正させていただきます。

次に2点目でございますけれども、雪窓公園球場と町営グラウンドにあります本部席等の利用の際には、使用料の負担をお願いするものであります。いままで雪窓

公園球場、本部席等、本部席、審判控え室、救護室等の施設、それから放送設備やスコアボード、掲示機器、散水用のホース、町営グラウンドには、本部席、放送設備等がございます。

いままではグラウンド使用の際に本部席等を利用をしたいと言えば、無料で貸し出しをしておりましたが、使用した後の整理整頓や清掃がされていないことがたびたびありまして、社会体育係が掃除をしたり、放送設備や掲示機器類の故障があっても原因者が特定できないなど、使用状況がよくない状況にありました。

また、近隣の野球場等では、放送機器の使用料として、1,000円から3,000円、スコアボード機器の使用料として、500円から3,000円を徴収しております。

これらを参考としまして、また、利用者には責任を持って使用をいただきたいということから、本部席等を使用する場合には、利用者にグラウンドの使用料とは別に使用料の負担をお願いし、雪窓公園球場の本部席等の使用料を1,000円、町営グラウンドの本部等の使用料を500円とし、使用料に加えさせていただく改正であります。

33ページの方をお願いいたします。

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「御代田町町民広場」を「御代田町町民芝生広場」と改める。

別表中でございますけれども、上段の雪窓公園球場の使用料の欄のところに「本部席等使用料、1回1,000円」を加えさせていただく。それから町営グラウンドの使用料につきましても、「本部等使用料、1回500円」ということを加えさせていただきたいということでもあります。

それから町民広場使用料を、名称が「町民芝生広場」に変わることに、使用料については、町内者1時間1,000円を基本といたしまして、時間に応じて午前、午後という区分けをさせていただきたいということと、それから町外者についてはその3倍の使用料をお願いをしたいということでもあります。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するということでもあります。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 18 議案第 16 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 18 議案第 16 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、議案書 38 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するということでございます。

今回の一部改正の理由といたしまして、新しく中学校体育館が完成をし、平成 23 年度には現在の第 1 体育館と第 2 体育館を取り壊すため、条例別表中の名称を削除、改定を行うものであります。なお、中学校には、柔剣道場がありますが、これまで剣道では、年 1 回あるかないかの利用であります。柔道での利用は、数年来利用がありませんでした。

新しい体育館の 1 階にも柔道場と多目的スペースがありますが、多目的スペースは授業で剣道に使用する場合もございますが、主に卓球のクラブ活動で利用しておりますので、卓球台が置かれることとなります。一般の利用者が剣道で使用する場合、利用者が卓球台を一たん片づけまして、終わったらまた卓球台を置くというような作業になります。

また、剣道で利用するという場合については、中学校やほかの体育館のアリーナ

でも対応できますので、一般の利用者には、中学校体育館の柔剣道の貸し出しは行わないこととさせていただきます、名称から削除するものであります。

それでは、39ページをお願いいたします。

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例（案）

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中、上段でございますが、「北小学校体育館、南小学校体育館」の欄にございます「中学校第1体育館、中学校柔剣道場」を削除をさせていただく。それから「中学校第2体育館」の名称を「中学校体育館」に改める。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するというところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第19 議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第17号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

次の42ページをお願いいたします。

御代田町保育料徴収条例（昭和54年御代田町条例第19号）の一部を次のように改正するというところでございます。

今回の改正につきましては、国の基準にあわせ別表を改正し、階層区分を7階層

を分割いたしまして、1階層増やし、8階層とするものです。

次の43ページの新旧対照表をご覧ください。別表、保育料月額徴収基準表の「第7階層」の次に「第8階層」を新たに設け、前年分の所得課税世帯であって、その所得税の区分が第7階層の定義で、41万3,000円以上を、41万3,000円以上73万4,000円未満とし、新たに第8階層として、所得税の区分の定義、73万4,000円以上とし、徴収基準額、3歳未満児の場合は5万6,000円、半額の場合2万8,000円とし、徴収基準額、3歳以上の場合、3万1,000円、半額の場合1万5,500円とするものです。

また、これにあわせ、下の欄にあります階層区分、「第2階層～第7階層に属する世帯」を「第2階層～第8階層に属する世帯」と改めるものです。

なお、施行期日は、平成23年4月1日とするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第20 議案第18号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第20 議案第18号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の44ページをお願いいたします。

議案第18号 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案について

45ページの方をお願いいたします。

墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成12年御代田町条例第15号）の一部を次のように改正するということです。

今回の改正につきましては、国の不動産登記法の改正にあわせ、字句を訂正するものです。

46ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第2項第4号及び同項の第9号にあります「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に字句を改めるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第19号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第21 議案第19号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書47ページをお願いいたします。

議案第19号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

御代田町公共下水道条例（平成13年御代田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

これは、先ほどの墓地の条例案と同様、不動産登記法の改正によるものでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 5 0 ページをお願いいたします。

議案第 2 0 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いをいたします。よろしいでしょうか。

平成 2 3 年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 6 4 億 5, 6 1 4 万 4, 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項但し書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

この歳入歳出予算につきましては、資料1、資料2でご説明をしたいと思いますので、資料の方をお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、資料1ですけれども、「平成23年度予算の概要」ということで、一般会計、平成23年度、64億5,614万4,000円、比較で8億417万8,000円、11.1%の減ということでありまして、これは、町長の招集のあいさつにもございましたけれども、主な理由といたしましては、まず、町長選挙があったことによります骨格予算であるということ、それから22年度予算におきまして、中学校の校舎棟ほか共同調理場を予算計上したわけですけれども、これらが減ったということによりまして、大きな減額となっているというものであります。

それから2の特別会計につきましては、担当課長の方から個々にご説明を申し上げますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、2ページ、3ページをお願いをいたします。2ページの「平成23年度一般会計当初予算対前年比較表」ということでありまして、ここはご覧いただきたいと思います。

それで3ページですけれども、3ページのうち、23年度、22年度の一般財源、それから「内 自主財源」ということで比較してあるわけですけれども、これにつきましては、23年度につきましては、22年度と比較いたしまして、一般財源ベースでは9,000万円ほど、増になっておりますけれども、これにつきましては、地方交付税でございます。

それから自主財源ということでありまして、自主財源につきましては、22年度と比較いたしまして、約4億円ほど減になっておりますけれども、中学校の建設基

金が自主財源ということになりますので、基金の繰入が減ったということで、自主財源が減っているという内容でございます。

それでは続きまして、資料2をお願いいたします。資料2でご説明いたしますけれども、主な内容ですけれども、この町長の招集のあいさつでございましたとおり、骨格予算ということで、今回編成をさせていただきました。そして、予算編成方針の中でも長期振興計画、それから自律・協働のまちづくり推進計画、計画等を順守していくという基本的な考え方に基つきまして、予算をつくらせていただきました。

そして、継続事業といたしまして、中学校の建て替え事業、本年につきましては、校舎棟の取り壊し、それからグラウンドの造成、これらがございます。それからまちづくり交付金事業、これも既に内示があったもの、それから、実施設計等が済んでいるもの等につきましては、予算計上をお願いいたしました。

それから緊急雇用創出事業ということで、国の景気対策、23年度までということで、継続事業ということで、今回、予算を計上させていただきました。

それでは、歳入予算に移ります。

まず款1、町税。項1、町民税。本年度の予算額6億1,350万円でございます。比較で、前年度比較で4,070万円の減ということでありまして、主な理由といたしまして、個人町民税が5億2,800万円ということで、前年と比較いたしまして5,760万円の減ということであります。これにつきましては、就労者の減、それから個人所得の減ということによりまして、個人町民税が減ってきているという状況にあります。

項2、固定資産税。本年度の予算額12億3,610万円でございます。ほぼ前年と同じであります。

それから項3、軽自動車税。3,300万円。これもほぼ同じでございます。

それから項4、町たばこ税。予算額7,000万円。比較で1,030万円の減。これはたばこの本数の減ということで、たばこの値段が上がったということで、たばこの本数の減ということであります。

続きまして項の7、都市計画税。本年度予算額1億2,300万円。比較で110万円の増ということでありまして、ほぼ同じであります。

款2、地方譲与税。項1、自動車重量譲与税。この自動車重量譲与税から款6の

地方消費税交付金までにつきましては、国・県等の見込みの数字をいただきまして、それに基づきまして算出した数字でございます。

続きまして款7、ゴルフ場利用税交付金であります。本年度の予算額1,700万円増額でございます。

それから款8、自動車取得税交付金。予算額1,600万円。前年と比較いたしまして100万円の減というものでございます。

それから款9、地方特例交付金であります。本年度予算額2,470万円。比較で470万円の増というものでございまして、子ども手当の特例交付分ということで1,180万円。前年と比較しまして450万円の増ということでありまして、22年度につきましては、子ども手当は10カ月分ということで計算がされております。で、本年は12月分ということで計算がされております。

2ページをお願いいたします。

款10、地方交付税。本年度の予算額11億9,000万円。普通交付税で11億4,000万円。9,000万円の増ということでありまして、国の方でも交付税を増やすということで、若干増にさせていただいております。それから特別交付税につきましては、当初予算ベースで5,000万円ということで、前年度と同じでございます。

交通安全対策交付金につきましては、同じでございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。本年度予算額8,725万1,000円。前年と比較いたしまして1,212万9,000円の減であります。主な理由ですけれども、保育料負担金ということで、これが7,700万円6,000円ということで、前年比較で1,250万3,000円の減ということでありまして、保育所に出しておられる保護者の皆さんの所得の減ということが主な理由でございます。

続きまして款13、使用料及び手数料であります。項1、使用料。本年度予算額7,172万3,000円であります。ほぼ同額でございます。

項2、手数料。本年度予算額1,009万9,000円あります。これもほぼ同額でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。本年度予算額3億4,696万1,000円でございます。比較で3,169万円の増であります。これにつきましては、子

ども手当の負担金ということで、2億7,311万円。昨年度と比較をいたしまして3,082万円の増ということになっておりまして、これも先ほど申し上げましたけれども、22年度は10カ月、それから23年度については12カ月ということで、予算計上させていただいてあります。

これにつきましても、いま国会等で、いわゆる23年度予算、いろいろもめておりますけれども、22年度の基本的な1万3,000円ということの基本的な考え方の中で予算は計上させていただいてあります。

続きまして項2、国庫補助金。本年度予算額5億4,783万9,000円。比較で1億6,393万1,000円の減でございます。主な理由といたしまして、まちづくり交付金で5億2,546万1,000円。前年と比較いたしまして、1億4,416万3,000円の増というものがございましてけれども、中学校の建て替えの交付金ということで、これが3億1,721万2,000円の減ということで、トータルでは減ということになっております。

項3、委託金。本年度予算額587万2,000円であります。比較で878万8,000円の減であります。主な理由といたしましては、参議院議員選挙費の委託金ということで、これが930万円の減ということになっております。

款15、県支出金。項1、県負担金。本年度予算額1億3,270万3,000円でありまして、ほぼ同額でございます。

項2、県補助金。本年度予算額2億8,140万4,000円。対前年比で2億858万9,000円の増でございます。この主な理由ですけれども、緊急雇用創出補助金1億8,478万2,000円。前年比で1億8,049万円の増ということでありまして、国・県の補助によりまして緊急雇用の補助金ということで、これだけの金額が増えているというものでございます。

続きまして項3、委託金。本年度予算額3,187万円です。比較ですけれども、1,036万7,000円の減でございます。これにつきましては、選挙費用等の増減でございます。

款16、項1、財産運用収入。本年度予算額1,012万4,000円。比較で210万3,000円の増でございます。主な理由で、基金の利子ということで、867万3,000円。比較いたしまして212万3,000円の増というものでございます。

続きまして18の繰入金です。本年度の予算額6,866万8,000円。前年度の比較で3億9,601万2,000円の減というものでございます。これにつきましては、中学校の建替基金で、5,480万円が本年度予算額ですけれども、基金の繰入4億930万円。校舎、それから共同調理場等の建設が終わったということで、基金の繰入が大幅に減ったという内容でございます。

続きまして款19、繰越金でございます。本年度の予算額7,000万円ということで、前年度と同額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款20、諸収入。項4、雑入。本年度予算額7,231万1,000円です。比較で1,357万円の減というものでございまして、主な理由といたしまして、新エネルギーの導入促進補助ということで、3,124万8,000円の減であります。これにつきましては、共同調理場の太陽熱利用、ソーラーシステムのいわゆる補助でございます。

続きまして款21の町債でございます。本年度予算額11億4,120万円です。比較で4億9,470万円の減となります。この主な理由ですけれども、中学校の建設事業ということで、この町債が8億3,700万円減ということになっております。そして、まちづくり交付金事業については、8億7,810万円ということで、3億4,730万円が増ということになっております。

本年度予算額の歳入合計で、64億5,614万4,000円であります。

○議長（柳澤 治君） 議案提案中ですが、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時00分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、資料番号2の4ページ、歳出から引き続きご説明を申し上げます。

款1、議会費。項1、議会費。本年度の予算額9,649万5,000円。比較

2, 183万2, 000円の増でございます。主な内容といたしまして、議員共済会の負担金ということで2, 973万6, 000円。前年に比較いたしまして2, 419万2, 000円の増でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額4億5, 787万7, 000円です。前年とほぼ同額でございます。

項2、徴税費。本年度予算額1億190万5, 000円でございます。比較で2, 032万5, 000円の減でございます。主な内容ですけれども、航空写真業務の撮影と、航空写真の撮影業務ということで、22年度行いましたけれども、23年度はないと、これが減の827万4, 000円でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費。本年度予算で3, 191万8, 000円。比較で325万4, 000円の減でございます。

項4、選挙費。本年度予算額778万2, 000円。比較で1, 846万4, 000円でございます。主な内容で、参議院選挙費ということで950万7, 000円の減というものでございます。

項5、統計調査費。本年度予算額73万1, 000円。比較で522万6, 000円の減でございます。22年度につきましては、国勢調査が実施されたということで、23年度はないということで、5年に1回ということでございまして、これが574万円の減でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。本年度予算額で6億5, 837万6, 000円。比較で2, 565万円の増額でございます。主な内容ですけれども、国保特別会計への繰出金8, 694万9, 000円、529万5, 000円の増額でございます。

項2、児童福祉費。本年度予算額で6億5, 527万6, 000円。比較で2, 846万2, 000円の増額でございます。主な内容ですけれども、子ども手当で3億5, 100万円ということで、3, 666万円の増ということで、先ほどもご説明いたしましたけれども、23年度は12カ月分ということで、1人1万3, 000円という計算で計算をしてあります。

続きまして款4、衛生費。項1、保健衛生費。1億6, 937万5, 000円。比較で3, 656万7, 000円の増でございます。主な内容ですけれども、予防接種等の医師の委託料4, 166万1, 000円。昨年と比べまして3, 200万

6,000円の増ということで、子宮頸がんワクチンの増が主なものでございます。

項2、清掃費。本年度予算額2億5,122万2,000円。比較908万6,000円の減でございます。

続きまして款5、労働費。本年度予算額160万3,000円です。比較で33万5,000円の減であります。主な内容といたしまして、雇用促進事業の補助金が120万円。前年と比較いたしまして30万円の減ということであります。

款6、農林水産業費。項1、農業費。本年度予算額7,485万3,000円。比較で38万7,000円の増ということで、ほぼ前年と同額でございます。

項2、林業費。本年度予算額4,178万4,000円。比較で3,224万7,000円の増であります。主な内容で、まちづくり交付金事業ということで、昨年に比較いたしまして3,015万8,000円の増ということでありまして、これにつきましては、真楽寺の森林公園ということでございます。

項3、農地費。本年度予算額2億342万5,000円。比較で2,757万1,000円の減でございます。主な内容で、まちづくり交付金事業8,494万1,000円。前年と比較いたしまして、4,404万8,000円の減でございます。

款7、商工費。項1、商工費。本年度予算額8,224万5,000円。比較で3,508万9,000円の減でございます。主な内容ですけれども、工業振興奨励補助ということで4,007万9,000円。前年と比較いたしまして、1,105万1,000円の減というものであります。続きまして真楽寺の観光地補助、これが0ということとあわせて前年2,000万円、真楽寺で事業を実施する観光事業ということで、駐車場整備、それから道路等につきまして補助したわけですけれども、これが本年度なくなったということでございます。

次のページをお願いいたします。

款8、土木費。項1、土木管理費。比較で1,288万5,000円の減でございます。主な内容ですけれども、住新の特別会計への繰出金が609万7,000円ということで、前年と比較いたしまして278万2,000円の減ということでありまして、いわゆる町が起債の、起債を借りているわけですが、町が借りております起債の償還が少なくなっているということで、繰出金が少なくなっているという内容でございます。

項 2、道路橋梁費。本年度予算額 8 億 8, 250 万 7, 000 円。比較で 2 億 5, 063 万 9, 000 円。主な内容ですけれども、まちづくり交付金事業 7 億 4, 180 万 7, 000 円。前年度比較で 1 億 7, 734 万 5, 000 円の増であります。それから社会資本整備交付金事業、これが 2, 000 万円、当初予算ベースで 2, 000 万円というものでございまして、22 年度災害で広戸の工事を行っているわけですけれども、それを 23 年度引き続き行うという内容のものであります。

続きまして、項 3、河川費。本年度予算額 1, 179 万 5, 000 円。比較で 1, 070 万 2, 000 円の増であります。主な内容で、河川台帳の保守管理委託料ということで 720 万 3, 000 円の増であります。

項 4、都市計画費。本年度予算額 2 億 6, 276 万 9, 000 円。比較で 471 万円の減でございます。主な内容ですけれども、公園の施設長寿命化計画策定業務ということで 22 年度実施しましたけれども、この業務がなくなったということで、500 万円の減でございます。

項 5、住宅費。本年度予算額 2, 038 万 9, 000 円。比較で 877 万円の増でございます。主な内容ですけれども、道路後退用地の管理委託料 762 万 3, 000 円の増であります。

続きまして、款 9、消防費。項 1、消防費。本年度予算額 5 億 6, 348 万 5, 000 円。比較で 2 億 9, 730 万 3, 000 円の増であります。これは、大きな増となっておりますけれども、この内容ですけれども、緊急告知システム整備工事ということで 2 億 9, 925 万円。一般に言っております防災無線でありますけれども、これが 23 年度ということでもあります。

続きまして、款 10、教育費。項 1、教育総務費。本年度予算額 4 億 3, 718 万 7, 000 円。前年比較で 15 億 9, 448 万 9, 000 円の減であります。これにつきましては、中学校の建設費、本年度 3 億 5, 838 万 3, 000 円。中学校の取り壊しとグラウンド造成工事等であります。前年と比較いたしまして 15 億 9, 939 万円の減ということでもあります。

続きまして項 2、小学校費。本年度予算額 1 億 941 万 2, 000 円。比較で 734 万 1, 000 円の減であります。主な内容ですけれども、これ中学校費でも出てまいりますけれども、小学校費と、それから中学校費の給食費を項 6 の学校給

食費の方にすべて持っていったということによります減が大きな内容でございます。

続きまして項4、社会教育費。本年度予算額1億2,794万5,000円。比較で150万4,000円の増ということでありまして、ほぼ同額であります。

続きまして項6、学校給食費ということで、先ほど申し上げましたとおり、小学校、中学校の給食費関係を新たに項を起こしまして、こちらに持ってきたということで、皆増ということになっております。

続きまして款12、公債費です。本年度予算額9億1,553万円です。比較で1億699万2,000円の増ということでありまして、元金で9,838万4,000円。利子で885万8,000円の増ということになっておりまして、23年度で終了する起債がかなり多くなっているということで、これからはまた下がっていくという状況になります。

款14、予備費であります。本年度予算額8,450万4,000円。比較で4,366万2,000円の増というものでございまして、本年度予算につきましては骨格予算ということでありまして、この骨格予算につきまして、6月で補正させていただくというお話がございましたけれども、そのための財源を留保してあるという内容でございます。

それではもう一度、今度は予算書の8ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。予算書の8ページです。

第2表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法ということであります。まず、社会資本整備総合交付金事業。810万円であります。これにつきましては、広戸御代田停線、引き続き工事を実施するというものでございます。

続きまして、まちづくり交付金事業。8億7,810万円でございます。

それから、施設整備事業（一般財源化分）ということで、消防の積載車2台分500万円です。

それから、臨時財政対策債。これが2億5,000万円であります。

合計で11億4,120万円であります。

起債の方法ということで、証書借入または証券発行、利率が年4%以内。償還の方法につきましては、書いてあるとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

内堀恵人議員。

（13番 内堀恵人君 登壇）

○13番（内堀恵人君） 13番 内堀です。

特別職の報酬についてということで、お聞きをしたいと思います。

資料のですね、支出の総務費、総務管理費、特別職の人件費という、このことについてお聞きをしたいと思います。

前町長ですか、土屋町長のときにですね、報酬の1割カットということでありました。次にですね、いまの茂木町長1期目に2割カットと、そのうえ2割カットというようなことで3割カット近かったと思いますけれども、今回、予算の中で条例どおりに載っかっておりますので、ここらのところ、いままでのような考えはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 私の1期目のときに、給料の3割カットと、報酬の3割カットという公約を出して、3割カットで4年間実施をしました。この中でですね、理事者の給与のカットということに対しては、やはりかなり批判的な意見をいただいております。そういう、つまり何というのですか、姑息なことをやるよりも、きちんと条例その他で定められているとおりにやって、その分しっかり働きなさいよと、そういうことという、かなりそんなご批判もいただきましたので、今回については、公約の中でも報酬のカットという公約はいたしませんでした。条例どおりに進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀議員。

○13番（内堀恵人君） 私も、報酬のカットはあんまりいいことではないと、こんなように思っております。いずれにしても、選挙に出るにはですね、非常に大きなお金がかかるということもありますので、それは、今後4年間はカットがないという、いまので、それでいいと思います。私たちがいろいろ、人の給料のことをいろいろ言うことはございませんので、ちょっとお聞きをいたしました。

それではですね、3回ということですので、あまり突っ込んで聞きませんので。先ほど町長が招集のあいさつの中で、副町長を置かないという話がございました。そういう中で、4年前にですね、副町長を私たち議会が、認めたわけですけれども、任期来ないうちにやめるという状況の中で、議会に、全然話がないということは、私たち認めた立場としてですね、ちょっとこれは筋が違うのではないかと、こんなように思いますけれども、やはり6月まで任期ですから、その前にもし何かあったときには議会に相談するということが、まず第一ではないかと、このように思いますけれども、そここのころはどう思いますか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今回の措置につきましては、副町長を置かないというのではなくて、当面、選任しないという対応にさせていただくということです。

このことにつきましては、当然、理事者の体制ということについては、当然、私の権限の範囲内の判断ということになりますが、このことにつきましては、そうした冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、いまの厳しい時代に立ち向かううえで、職員数を減らすだけという対応ではなくて、やっぱり理事者の体制ということもやはり厳しくしていく必要があるだろうと、こうした考え方から、それは、それを実施するのはやはり新年度、4月1日、新しい年度からですね、それをきちんと実行していく必要があるだろうということから、そうした判断をさせていただきました。

このことにつきましては、当然、当事者であります副町長にもその趣旨をお話して、私としては理解をいただき、同意をいただいた中で、28日の就任の際にその考えを述べさせていただきました。それが新聞に掲載されたという内容になっております。

当然、28日の就任のときのあいさつで、そのことについて明らかにしますということにつき、ついても、そのときに副町長にも確認をして、28日に公表させていただいたと、こういう判断をさせていただきました。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員。

○13番（内堀恵人君） 町長の権限で判断したという形の中で、副町長にも、その話は了解を得たという話は、それはそれで結構なんです。ただ、私の言っているのは、6月まで期限がある、それを私たち議会が承認したと。そういう中で、そういうこ

とがあったら議会にやはり話があっていいじゃないかと、そこを私は言っているのです。じゃないと、議会軽視だと思うんです。そこらのところをやっぱり町長のちょっと、聞きたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） じゃあ、議会が、議会で選任したのに任期残して、任期残してということにつきましては、ご指摘をいただければきっとそれも、本来はそうすべきであったのかなという、ちょっとそこら辺の関係も僕もいまちょっと、突然の質問なので理解できませんけども。

いずれにしても、そこは、私の2期目の町長としての最初の決断として、私どもの任期、そもそも、ここでもし、今度の選挙で私が落選していれば、新しい状況になっていくというのは当然のことですので、私としては、一応、この任期ということについては、選挙が、選挙で判断を受けた時点までがやはり旧体制であって、次からは新しい体制ではないかと、こんなふうを考えて、私の決断として判断をさせていただきました。

ただ、その議会との相談という点で、いまご指摘のようなことで、非常に配慮が足らなかったということがありますれば、それはそれで大変申しわけないと思いますけれども。ただ単に、こうした判断をしたのではなくて、新しい2期目に向けたスタートとしての改革の姿勢として、私の決意として提案をさせていただいております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 内堀恵人議員に申し上げます。質疑1議案3回までとなっておりますので、やめてください。

○13番（内堀恵人君） いずれにしてもですね、いま聞いているのはね、話をしてどうのじゃなくて、やはり、その出る前に、新聞に出る前にやはり議会にも話があっていいじゃないかと、それを私は言っているんです。その権限でどうのとか、ああとかこうとかという、そういう話じゃないんです。まずそういうことですね、質問はここで終わりますけれども、いろんなことがあったら、やはり議会に相談して、話をしてもらいたいと、こんなように思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○ 9 番（武井 武君） 9 番 武井であります。

1 議案 3 回ということでございますので、くどくどは言いませんので、よくお聞きをして、よく聞いていただいて、答弁の方もよろしくお願いをしたいと思います。

確かに議会は款項にかかわるものでございますけれども、質問上、目節に入りますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず 1 2 ページ、町長は先ほどの招集あいさつで、法人税を減額したい、減税したい、率を下げたい、こういうお話がありました。1 2 ページの法人税を見ますと、昨年よりかもずっと上がっておるわけでございます。これは当然、骨格予算でございますから、そうは言いませんけれども、これも条例改正が必要なのかどうなのか。あるいはどういう理由で法人割が上がってしまったのか。町長は法人税を削りたい、こういうことであるので、その点を 1 点、お聞かせいただきたい。

それから 3 8 ページ、これも先ほど内堀恵人議員質問されたとおりでございます。それは条例並み、あるいは仕事するから給料は結構でございます。ですけれども、町長の、自分たちの特別職の報酬を削って、その財源をもって 3 歳児、あるいは保育料を下げる、こういうことで当選をされたわけでございます。それで、中途半ばで保育料は下げられない、そういうことで 3 歳児について、その財源をもって 3 歳になったときに 2 万円を上げる。これは特別職の報酬が下がらなければ、この財源は出てこないと思うわけでございますけれども、その 2 万円の財源はどこで、どこから持ってこようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから 5 4 ページ、この中で、私も、勉強不足で申しわけないわけでございますけれども、地域生活支援事業補助金、国庫補助 3 4 6 万円、それから 5 5 ページの地域生活支援事業補助金、県補助金 1 7 3 万円、これの充当先といいますか、説明欄を見ますと、5 5 ページの 2 0 0 0 2、地域生活支援事業費 2 1 3 万 5, 0 0 0 円しかないわけでございますけれども、これは過充当ではなかろうかというふうに思うわけでございますが、あとのほかの事業、何に使われるか、教えてください。

それから南北小学校費でございます。この前の 1 2 月定例会でしたか、基金の充当先がおかしいのではないですかという質問をさせていただきました。中学校積立基金をなぜ、なぜ南北小学校の給食に使うんですかと。当然、中学校の建替基金でございますから、中学校の共同調理場をつくったために学校の給食室を直さなきゃならない。ということになれば、中学校費の方へ盛って、事業は南北小学校の給食

室を関連事業で直してもおかしくないではないでしょうかという指摘といいますか、質問をさせていただきました。

が、そのとおりにまた南北小学校への中学校の積立基金が投入されている。これは正しいのかどうなのか、お考えをお聞かせください。

まずそれだけお願いします。

○議長（柳澤 治君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それでは、お答えをいたします。

ただいま法人税率、法人税の関係で町長の出馬にあたっての公約というようなお話でありました。ただ、現在この予算に計上させていただいてあるのは、それを加味したわけではなくて、選挙前から当然、この当初予算をうちの方では、担当課としては組んでおります。ですから、平年の積み上げといいますか、計算で計上させていただいてあります。

法人税、現在、御代田町では、制限税率14.7%での法人税割の方は計上していると。標準税率ですと12.3%。近隣の市などでは中間の13.5%という率を適用しているところもございますが、御代田町は14.7%の制限税率でお願いをしているというところでもあります。

それで、昨年と比較しますと、ある程度、増額をしてきているという部分では、昨年は非常にその、大手企業を初め町内410社ほどある法人、中小の法人の皆さんも、非常に景気低迷等の影響があって税収が見込めないという中で、実際に見込めない状況もありました。

ここ最近の傾向として、大手も若干上向き傾向にはあるというようなお話も伺っておりますが、大手の方では余り多くは見込めない状況もありまして、それから22年度、予定納税等においては、中小の企業の皆さんでも税割でだんだん増えているところもあるという状況の中で、それらを加味した中で増額で見込んであります。

ですからちょっと、公約上の部分での税率改正等価、そういった部分は加味していない予算ということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 法人税の税率の引き下げの関係ですけども、いま話がありましたように、超過税率から中間税率に、近隣の佐久市や小諸と同等の税率に下げようということであります。これは、御代田町の製造業が、その本拠地を海外などに移転しないようにするために、できる限り町としても支援をしようという考えのもとから公約として出させていただいています。

この実施時期につきましては、最初の冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、これからそれに向けたプログラムの作成を進めてまいりますので、今年度からの引き下げはいまのところ無理かと思っておりますので、恐らく来年度からの引き下げとなると、そんな方向で進めたいと、こんなふうに考えています。

もう1点の子育て応援金関係につきましては、これにつきましては、その、継続するための財源はちゃんとその他財政、その他の協議の中で、財源は確保できるということから、引き続き実施をしていくというふうに考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、54ページ、55ページの関係でございます。

お尋ねの国の補助金が充当されている地域生活支援事業補助金と55ページに県の地域生活支援事業補助金ということで346万円と173万円が右側の説明欄で55ページの下の方に地域生活支援事業で213万5,000円が計上されており、過充当ではないかというお問い合わせであります。ここに、右側の説明欄にございます213万5,000円につきましては、県費の173万円が充当されておる事業でございます。そのほかに国費が充当されている事業につきましては、手話通訳の派遣ですとか、自動車改造ですとか、日常生活用具ですとか、移動支援ですとかということで、22年度の見込みから推計事業費500万円ほどを見込んだ状況ですので、項目的にはそういう名称になってございますが、この名称が即そこに行くという状況ではないので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。いわゆる給食室の改装等につきまして、基金を使うのはおかしいのではないかということでありまして、これはこの

前ご指摘いただいたとおりでございます。

この基金につきましては、基金といいますか、給食室の改装につきましては21年、22年度で一部仮設工事と。で、22、23の事業ということで、23年度については債務負担行為を議会で議決していただいております。ということで、22年度と同じ項目で実施をさせていただいているということで、これにつきましては、この前のときもご答弁申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、共同調理場を行うのに一括の事業であるということで、とらえ方で基金を使わせていただいたと。

それで、もう一度申し上げますけれども、22年度に債務負担行為を起し、23年度予算、今回盛らせていただいておりますと、そういうことで基金を使わせていただいておりますということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 法人で、それから基金繰入、それから生活支援の方はまあいいとしても、この特別職の関係なんですよ。それは確かに、あの財源をほかの一般財源を充てればできる、それは当然のことで、予算組んで、予備費にも7,000万円もまだ留保してありますし、当然余ってくるのは当然なことだと思うんです。ですけど、町長は、この保育料を下げる、保育料を下げるには私たちの特別職の報酬を下げて、それを財源として充てます、こういうふうに議会にお願いをしてやったところ、保育料は下げられませんので、3歳時に、3歳時にその2万円を私たち下げた報酬の財源をもって2万円を支給いたしますので、議会の皆さん、どうぞご同意ください、お認めください、こういう話なんです。

ですけど、今回の場合は、自分の報酬、特別職の報酬は一切下げません。その財源は、いろんなところから見つきましたのでありますから、そのとおりの2万円の、3歳時に配布する2万円はそのまんまです。これおかしいじゃないですか。いままで、じゃあ、議会にはうそを言ってきたんですか。私たちの給料下げなくも財源が生まれれば、その財源をもって充てますって、なぜ言えなかったです。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 武井議員がいまおっしゃっていることは、ちょっと事実関係が逆かと思っております。で、当然、1期目の、まあ、前は1期目の中での公約の中での実践でありまして、今回は2期目の中での公約の中での実践ということになりますか

ら、それで、1期目のときに申し上げた保育料の引き下げということと、理事者の給与の3割カットというのは、全く別のものです。

で、私が実践したのは、理事者の給与の3割カットをした中で、400万円とかという新しい予算ができますということで、その予算、そのじゃあ新しい予算をですね、理事者のカットというだけで終わらせないで、それを何か子育て支援などに生かす、生かす方法はないのかということと、で、その財源を生かして3歳になったときの子育て応援金としてそれを支給すれば、その予算の範囲内で実施が可能だということから、それを、ことを実施したのであって、当初からのその公約は、別々の項目として上げてあったものを、理事者の給与の引き下げというものを、そういう子育て支援の事業として生かしたというのが事実であります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 3回目になりますから。町長そうじゃないでしょ。590万円浮きます。ですから、これをもって保育料を下げます。前の公約のチラシはそうなんです。ええ。同和事業を切ります。4,000万円浮きます。そのうちの2,500万円を国保を下げる財源に充てますと、そういうことなんです。ですから、議会も認めたんですよ。町長が特別職下げた。保育料は下げられないけれども、じゃあ、3歳時も何の根拠で3歳なんですか。何で4歳でいけなく、あるいは入学で入学時じゃいけないんですか。3歳というふうに決めた根拠は一体なんなんですか。それも明快な答弁はなかったです。ですけども、それはいいと。町長が削った590万円については、当然、3歳時に2万円ずつあげます。ですから、それじゃあ認めましょう、こういうことなんです。じゃあ、これ今回2万円載っているのは、町長特別職給料下げないですから、議会はこれを否決としてもかまわない、そういうように思っていますか。財源ないでしょう。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 最初にも申しあげましたとおり、これを継続して実施するための財源は確保できるということで、これを継続して実施するということでもあります。

武井議員ご指摘のその1期目と2期目をごちゃ混ぜにいろいろ言われてもだめですので、2期目については、そうした事前に財源を確保して、これを継続するというので、これについては当然実施してまいります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。本案に関する質疑は3回を超えて

いますので、まとめてください。

○9番（武井 武君） その他の、その他じゃなくて、まだ質疑したいことはいっぱいあるわけでございますけども、質問回数が3回ということで限られ、区切られておりますので、この点、また副町長を置かない、選任しないものについては、議長にお願いをいたしまして、全員協議会、その他の中で十分と議論をしていきたいと思えます。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。
野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番 野元です。予算書の24ページ、目1の総務費県補助金、この中で、説明の中で、電源立地地域対策交付金ですか、こちらを440万円というのが減額または廃止というお話があったと思うんですが、今年度も載っているんですが、来年度にも載っているんですが、こちらの今後の動向とこのをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

民主党政権になりましてから、事業仕分け等いろいろ行っているわけですがけれども、その中におきまして、まず、この電源立地地域対策交付金につきまして、水力の発電施設の設置により生じた自然環境または生活環境への影響を緩和するため、昭和56年度より62年までの交付期間として制度が定められました。

これまで三度の期間の延長や交付金の変更などの一部変更が行われまして、平成22年度までは450万円の交付金がありました。そして、国の財政事情により、22年度をもって廃止が予定されておりましたけれども、このまま、いろいろな多分お話が中であつたと思うんですがけれども、結果といたしまして、全国の水力発電施設が所在する自治体や関係団体から、単純な交付期間の延長ではなく、交付期間の恒久化の要望が数多くあつたということでありまして、交付期間が10年間これで延長になりました。

そして、この交付の限度額が、いままで450万円でしたけれども、10万円下がりました440万円ということです。ですから、10年間延長になり、10万円

下がって440万円あと10年続くという状況にいまなっているというものでございます。以上です。

○1番（野元三夫君） はい、説明、わかりました。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第21号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計

予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第21号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の51ページをお願いいたします。

議案第21号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算は、歳入、歳出、それぞれ1,336万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成23年2月7日同意ということで、御代田財産区管理会会長柳澤忠良。

管理会の方で2月の7日に同意をいただいております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。本年度の予算額 7 8 6 万 5, 0 0 0 円で
ございます。主な内容といたしまして、土地の貸付料ということで 7 2 0 万円、そ
れから財政調整基金の利子ということで 6 6 万 5, 0 0 0 円でございます。

続きまして款 2、繰入金。項 1、繰入金。本年度予算額で 5 5 0 万円ということ
でありまして、財政調整基金からの繰入金でございます。

款 3、款 4 の繰越金、諸収入につきましては、科目、項目の設定でございます。

歳入の合計で 1, 3 3 6 万 8, 0 0 0 円。対前年比較で 2 6 万 5, 0 0 0 円の増
ということで、ほぼ同額でございます。

続きまして 3 ページをお願いいたします。歳出です。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。本年度予算額で 1, 3 1 3 万 4, 0 0 0 円。
主な内容ですけれども、財産区有地の管理委託料ということで、御代田地区 8 区×
5 0 万円ということで 4 0 0 万円。それから財産区有林の下刈りの委託料 8 0 万円
× 8 老人クラブということで 6 4 0 万円。これが主な内容でございます。

款 2 の予備費で 2 3 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計で 1, 3 3 6 万 8, 0 0 0 円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区財産管理特別

会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区財産
管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の52ページをお願いいたします。

議案第22号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ372万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成23年2月24日同意

小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。本年度予算額で21万8,000円でございます。これにつきましては、財政調整基金の利子であります。

それから財産の売払収入ということで、科目の設定で1,000円をお願いをいたしました。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。350万円。これにつきましては、財政調整基金からの繰入金350万円でございます。

款3の繰越金。それから款4の諸収入。これにつきましては、1,000円ずつ、科目の設定でございます。

歳入合計で372万1,000円ございまして、前年と比較いたしまして63万5,000円の減でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額で355万1,000円。主要内容で林野管理の委託料191万4,000円でございます。

それから款2の予備費で、本年度予算額17万円でございます。本年度予算と、それから22年度予算の違いなんですけれども、22年度予算につきましては、一

般会計から420万円の繰越がございました。小沼財産区が持っておりました財産を町に売却という形になって、420万円の繰入がございました。その繰入があったということでございまして、総務管理費で残分につきまして、財調に充てさせていただきます。23年度につきましては、この分が減少したというような状況になっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第25 議案第23号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第25 議案第23号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第23号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、ご説明をいたします。

平成23年度は、所得、課税所得の低下に伴う国保税収の減収見込みで、厳しい予算編成を予測してございましたが、平成20年度から実施してまいりました一般被保険者から退職被保険者への職権適用による支払基金からの療養給付費交付金の大幅増、前期高齢者交付金の増額など、予想をし得なかった歳入増加により、大幅な基金取り崩しをせずに予算編成をすることができました。

予算書の1ページをお開きください。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めると

ころによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ14億7,964万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項但し書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税。本年度予算額3億6,068万2,000円で、2,352万9,000円の減の見込みでございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。本年度予算額20万円。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。2億6,424万円で、5,990万9,000円の減でございますが、療養給付費等の負担金でございます。

項2、国庫補助金。7,942万6,000円でございます。普通調整交付金等でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金。923万1,000円で、高額医療共同事業負担金等でございます。

項2、県補助金。7,078万円でございます。県財政調整交付金等でございます。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。1億476万9,000円でございます。前年対比7,030万円の増でございます。退職者の医療給付費分の交付金でございます。

款6、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。2億8,424万4,000円で、5,079万7,000円の増でございます。

款7、共同事業交付金。項1、同じでございます。1億6,498万8,000円でございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。45万円。基金利子でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。8,694万9,000円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

3ページをお願いいたします。

項2、基金繰入金。本年度予算額は2,000万円でございます。

款10、繰越金。項1、繰越金。本年度予算額3,100万円を見込んでございます。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございます。100万1,000円でございます。

項2、受託事業収入でございます。48万円。これは特定健診受託料であります。

それから項3、雑入。120万2,000円でございます。これは第三者納付金等でございます。

歳入合計で14億7,964万2,000円で、前年対比50万円の減でございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。415万9,000円でございます。これは消耗品、印刷製本費等でございます。

項2、徴税費。387万5,000円で、これは電算処理委託料等であります。

項3、運営協議会費。12万2,000円で、委員報酬等でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。8億1,987万3,000円でございます。前年比1,300万円ほどの減であります。

項2、高額療養費。1億595万円でございます。昨年とほぼ同額でございます。

項3、出産育児一時金。1,050万6,000円でございます。25名分を見込んでございます。

項4、葬祭諸費。60万円でございます。20名分を見込んでございます。

款3、後期高齢者支援金等。項1、同じ項目でございます。2億656万

5, 000円でございます。

款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金。48万6,000円でございます。

それから款5、老人保健拠出金。項1、同じ項目でございまして、101万円でございまして、316万2,000円の減であります。

款6、介護納付金。項1、同じ項目でございまして、9,218万1,000円。こちらにつきましては2,174万6,000円の増額であります。

款7、共同事業拠出金。項1、同じでございます。1億6,498万8,000円で、ほぼ同額でございます。

款8、保健事業費でございます。5ページをお願いいたします。

項1、特定健診、特定健康診査等事業費。1,052万3,000円で、ほぼ同額でございます。

項2、保健事業費。1,142万円でございまして、256万5,000円でございます。これはレセプト点検、それから人間ドック補助金等でございます。

それから款9、基金積立金。項1、同じでございます。45万円を見込んでございまして、これは利子分でございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。1,575万円でございまして、交付金清算による返還金を見込んでございます。

予備費でございますが、3,118万4,000円。

歳入合計で14億7,964万2,000円という内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番 武井です。

担当課長の方から、今年はえらい基金の繰入もなく、国保会計の当初予算が組めましたという報告がありまして、ああよかったなというふうに思っているわけでございますけども、今日の新聞もちよこっと見していただきますと、どこかはちょっと

忘れましたが、国保会計、国保税を上げようとしたけども、議会の反対を得て、基金本当に使い切るまで、もう少し待たなければいけませんと、こういう話もありました。

そこで、町長にお聞きするわけですが、先ほども聞きました。財源、財源はあるんです。町長はあのときには財源とは言いませんでした。予算はあります。ですから、予算というものはちょっと違うでしょうということでございますけども、財源はあります。ですから、1世帯1万円下げます。こういう約束なんですよ。4年たってもまだこの会計に反映をされてこない。どういうふうになっているか、まずお聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 国保会計につきましては、全国的にやはりいま医療費の大幅な伸びということがあって、どこでも値上げをせざるを得ないという状況になっています。先ほどのお話のあったのは、きっと小諸市議会の常任委員会で、常任委員会の人は否決したというニュースかなと思います。

現状、日本全体として、そうした国保会計の将来に向けた安定的な運営というのが非常に厳しい状況にあると。そこで、私として打ち出しているのは、もう既に議会でも何度も申し上げさせていただいておりますけども、大体4,000万円規模の国保会計への一般会計からの予算を繰り入れて、安定的な経営というものを維持していこうということで、対策を出してあるところです。

これにつきましては、これから2期目の大きな課題ですので、早急に実施をしますね、今後の国保会計の安定的経営を目指していきたいと思っております。

国保会計そのものがやはり、国保会計が崩壊すれば、つまり保険を受けられない人たちがかなりのものになってくるということで、日本のこうした保険体制そのものの崩壊につながりかねませんので、この点についてはしっかりと進めていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） まだ、まだ考えている最中で、財源4,000万円ありますよ。

先ほども町長、自分でもわかっているとおり、全国的にこの国保会計というのは大変なんですよ。まあ、国保ばかりじゃなく、ほかの会計も非常にその、もう行

き詰っている。もう、制度自体を根本的にもう見直さなければだめなような状況になりつつある、あるいはなっけてきているではなかろうかというふうに思うわけでありす。

国保税も前年と比較して2,300万円ほどの減額予算を組みながら、できたといふことございすが、滞納者の面から見ても、国保の滞納者が年々増えてきていふと。資格証明がいの悪いのと町長言っていましたけども、御代田町は、本当に徴収のために資格証明出したりいろいろ、いろいろな工夫をされているわけす。

ですから、町長も、きちんと頭の中へ入れていただいて、年金みたいにならないような方策を、4,000万円ぶっ込むのは簡単なんですよ。ですけども、いま国で問題になっているような公平性、いままでおさめてきた人が損をするような方策だけはとってほしくない。自分の給料も下げないで、ただうわべだけの格好のいいことだけで国保税4,000万円下げます、4,000万円下げます、いや、4,000万円じゃない、2,500万円下げます、1世帯1万円下げますといふながら4年間できなかつたことなんですから、うわべだけでお答えなく、本当に芯を持った取り組みを希望して終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第26 議案第24号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第26 議案第24号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第24号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ9億2,467万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。1億6,237万3,000円。前年度比381万4,000円の減でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。86万5,000円でございます。これは地域支援事業にかかる負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。2万1,000円の計上でございます。督促手数料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。1億5,416万2,000円でございます。これは、介護給付費にかかる分の負担金でございます。

項2、国庫補助金。6,265万3,000円でございます。これは調整交付金等でございます。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金でございます。これは、2億6,351万8,000円ございまして、これは40歳から65歳未満の2号被保険者分の支払基金からの交付金でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。1億2,802万2,000円でございます。これは、介護給付費にかかる分でございます。

項2、県補助金。471万6,000円ございまして、地域支援事業にかかる

分でございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入。1万1,000円の計上でございます、これは基金利子でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億3,308万5,000円でございます、一般会計からの繰入でございます。

項2、基金繰入金。212万8,000円でございます、これは保険料軽減分の基金からの繰入でございます。

款9、繰越金。3ページをお願いいたします。

項1、繰越金。本年度の予算額は1,000万円を見込んでございます。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、これは項目どりでございます。

項2、サービス収入ということで、312万円の計上でございます。これは、サービス計画作成収入でございます。

項3の雑入につきましても、項目どりでございます。

歳入合計で9億2,467万8,000円で、前年度比1,239万7,000円の減額でございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、同じ項目でございます。1,826万2,000円の計上でございます、一般管理経費、認定審査会経費等でございます。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。8億6,832万1,000円でございます、前年比772万9,000円の減の見込みでございます。これは介護サービス給付費、給付経費でございます。

款3、地域支援事業経費。項1、介護予防事業費。1,099万7,000円で、501万7,000円の減でございます。これは、介護予防でニチイへ委託している経費でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業経費。こちらにつきましては2,057万3,000円でございます、200万3,000円の増額でございます。これは、包括支援センター運営経費等であります。

款4、基金積立金。項1、同じ項目で4万円でございます。これ利子分でございます。

款 5、諸支出金。項 1、諸支出金。5 万 1, 0 0 0 円でございます、保険料の歳出還付分であります。

款 6、生活介護支援サポーター養成事業費ということで、項 1、同じ項目でございます。1 2 0 万 3, 0 0 0 円の計上でございます。

款 7、予備費。項 1、予備費。5 2 3 万 1, 0 0 0 円の計上で、歳出合計 9 億 2, 4 6 7 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別

会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 5 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 5 号 平成 2 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 3 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9, 5 9 7 万 6, 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算

による。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。

款 1、後期高齢者医療保険料。項 1、同じでございます。6, 820 万 8, 000 円でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料。5 万円の計上でございます。督促手数料でございます。

款 3、繰入金。項 1、一般会計繰入金。2, 646 万 4, 000 円でございます。基盤安定にかかわる部分の繰入でございます。

款 4、繰越金。項 1、繰越金。これは項目どりでございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。5 万円の計上でございます。

項 2、償還金及び還付加算金。これは 2, 000 円の計上でございます。

項 3、雑入。120 万 1, 000 円の計上ございまして、検診事業の広域連合支出金を見込んでございます。

歳入合計で 9, 597 万 6, 000 円ございまして、昨年度比 45 万 3, 000 円の増でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。156 万 9, 000 円の計上ございまして、一般管理経費でございます。

項 2、徴収費。46 万 6, 000 円の計上ございまして、印刷製本、郵送料等でございます。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金。項 1 も同じ項目ございまして、9, 146 万 7, 000 円でございます。

款 3、保健事業費。

(「地震、地震」と呼ぶ者あり)

○議長 (柳澤 治君) 地震のため、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 48 分)

(休 憩)

(午後 3 時 08 分)

○議長 (柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

なお、重田消防課長、地震災害調査のため退席を認めます。

土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、3ページから説明をさせていただきます。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。156万9,000円の計上でございます。一般管理経費でございます。

項2、徴収費。46万6,000円の計上ございまして、印刷製本費、郵送料等であります。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、同じ項目でございます。9,146万7,000円でございます。

款3、保健事業費。項1、健診事業費。127万3,000円の計上でございます。健診委託料でございます。

項2、保健事業費。105万円。人間ドック補助でございます。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金ございまして、15万円の計上でございます。

款5、項1、予備費。項目どりでございます。1,000円でございます。

歳出合計で9,597万6,000円の予算でございます。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 議案質疑中ではございますが、総務課長、防災担当課という中で退席を認めていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第26号 平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第28 議案第26号 平成23年度御代田町住宅新築資金

等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書56ページをお願いいたします。

議案第26号 平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,063万8,000円と定める。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、県支出金。項1、県補助金。予算額24万4,000円でございます。事業の事務費に対する補助金でございますして、補助率75%ということになってございます。

それから繰入金。他会計繰入金でございます。609万7,000円。これは償還金に対する一般会計からの繰入ということでございまして、償還が終了する方がだいぶ出てきているということで、前年度より278万2,000円減額となっております。

それから繰越金でございますして、これは前年度からの繰越金でございます。

それから諸収入で、貸付金元利収入429万5,000円。現年分でございますして、現年分の回収1件、それから宅地16件、新築15件ということで、前年度より9件減っておりますが、それが現年分、あと未償還分の収入見込みということでございます。254万9,000円、前年度より減額となっております。

それから延滞金、加算金及び過料は、科目の設定ということで1,000円でございます。

それから3ページをお願いいたします。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。35万円でございますして、これは事務的経費でございます。

それから公債費で、借入金の元利償還金1,028万8,000円でございます。これでも償還が終了してきている方が出てきているということの中で、前年度比較533万7,000円の減額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第27号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別

会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第29 議案第27号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書57ページをお願いいたします。

議案第27号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ8,470万3,000円と定める。

2ページをお願いいたします。歳入からでございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。527万7,000円でございます。これは新規加入金等でございます。

続きまして使用料及び手数料。1の使用料でございます。7,478万円。こ

れにつきましては、水道の使用料ということで、有収水量約37万トンを見込んでおります。節水傾向にあるということで、大きな伸びはないものと想定をさせていただいております。

それから2の手数料でございます。79万5,000円。閉開栓手数料等でございます。

それから財産収入。財産運用収入。96万4,000円。基金の積立利子でございます。

それから繰入金。他会計繰入金。小沼簡水との按分経費を繰り入れるということでございまして、283万4,000円でございます。

それから基金の繰入は、今年度はございません。

それから繰越金でございます。前年度よりの繰越金ということで1,000円計上させていただいております。

それから諸収入。延滞金、加算金及び過料で5万1,000円でございます。

それから雑入。1,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。4,419万円でございまして。(地震のため中断)続けてよろしいですか。

○議長(柳澤 治君) いいです。

○建設課長(笠井吉一君) 総務費。4,419万円で、これは主に浅麓水道からの受水費、それから起債の償還、それと消費税の納税ということでございます。

それから施設管理費。897万2,000円。修繕費と水質検査の費用でございます。

それから建設改良費。建設改良事業費で1,384万1,000円。施設整備のための経費ということでございまして、今年度1,000万円ほど増えてございまして、西軽井沢地区の管布設替えと配水池の中央監視システムの構築を継続してやりたいというふうに考えております。

それから繰出金。他会計繰出金です。これは小沼簡水への繰出で、1,108万3,000円でございます。これは925万1,000円減額となっておりますが、昨年度、台帳のデジタル化業務を予定したものがなくなっているということでございます。

それから諸支出金。基金費で、基金への積立で100万円でございます。

それから予備費。561万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第30 議案第28号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第30 議案第28号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書58ページをお願いいたします。

議案第28号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1億1,112万1,000円と定める。

2ページ、お願いいたします。

歳入でございますが、款1、分担金及び負担金。項1、負担金。393万7,000円でございます。主に新規の加入金で、下水道工事が完了したことによる支障管の移設負担金等の減によりまして、184万円の減額となっております。

それから使用料及び手数料。使用料。9,125万9,000円。これにつま

しては、有収水量を45万トン程度と見込んでおります。これもやはり近年の家電製品等の節水によりまして、ほぼ横ばいというような形で考えさせていただいております。

それから手数料。102万円。閉開栓の手数料でございます。

それから財産収入。財産運用収入で174万1,000円。基金の積立利子でございます。

それから繰入金。他会計繰入金。1,301万1,000円。これは御代田簡水からの按分経費の繰入でございます。

それから基金繰入は、今年度はございません。

繰越金は、前年度から見込みまして、1,000円。

それから諸収入。延滞金、加算金及び過料で15万1,000円。

雑入で1,000円ということでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

款1、経営管理費。項1、総務費。5,731万3,000円。主に起債の償還、それから人件費、消費税等の部分でございます。それから2,309万2,000円減額となつてございますが、これは人件費とですね、それから台帳デジタル化事業を今年度は予定をしておらないので、その分の減額ということでございます。

小沼簡水で上水道の人件費をまとめて見ておりまして、御代田簡水の方では見ないで、あとで按分しているという形をとらせていただいております。

それから施設管理費。1,626万8,000円。これは修繕費と水質検査費用でございます。

それから建設改良費。建設改良事業費。421万円でございます。今年度は馬瀬口地区の管の布設替を予定をさせていただいております。1,168万3,000円減額となつてございますが、遠方監視システムを今年はやらないということで、減額となつてございます。

それから繰出金。他会計繰出金。御代田簡水への繰出、これは浅麓の受水費でございますが、169万1,000円でございます。

それから諸支出金で、基金費。基金への積立で2,580万円。

予備費で583万9,000円ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第31 議案第29号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計

予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第31 議案第29号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書59ページをお願いいたします。

議案第29号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ6億1,761万3,000円と定める。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

2ページをお願いいたします。歳入です。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。2,303万7,000円。受益者負担金で、これにつきましては、分割納付の方が155件、それから新規賦課がございませんので、2,988万円の減額というふうになってきております。これからは、もう環境工事をやってございませんので、基本的には新規賦課はほとんどない。

ですから、猶予していたところの畑とか、山林にですね、新たに住宅を建てるとか、そういう方が出てきた場合に新規賦課が生じるというのみになってきますので、これからは減額に転じていくという状況でございます。

それから使用料及び手数料。使用料で2億5,905万5,000円。有収水量110万トンと見込んでおります。2,127万6,000円増というふうに見込ませていただいております。節水傾向にあるものの、順調につきなぎ込みも行われておりますので、下水については、ほぼ順調に伸びているということで、予測をさせていただきます。

それから手数料。85万2,000円。指定工事店の今年は更新時期ということで、例年より多い手数料ということになってございます。

それから国庫支出金。国庫補助金。500万円でございます。これは処理場の長寿命化計画を策定をしていくということになりますので、また、これをやっておかないと、維持、修繕工事の補助がないということになりますので、今年度やるということでございまして、補助率2分の1でございます。

昨年度までは、処理場の増設工事を行っておりましたので、今年度、大きな減額で1億3,910万円となっております。

それから繰入金。他会計繰入金で、一般会計からの繰入でございます。2億2,436万5,000円をお願いしたいというものでございます。

それから繰越金。前年度よりの繰越金で100万円。

諸収入。延滞金、加算金及び過料で30万1,000円。

雑入で3,000円。

町債でございます。これは主に資本費平準化債、事業をほとんどやりませんので、資本費の平準化債を借り入れるということで、1億400万円を予定させていただいております。この大きな減額は、昨年度事業があったということで、減額となっております。

それから歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。1億7,770万8,000円。維持管理費が主となりますが、処理場増設工事が終了したということで、大きく2億4,585万7,000円減額となっております。

それから公債費。起債の償還で、4億3,790万5,000円。

それから予備費で200万円ということでございます。

それから4ページ、第2表地方債でございまして、起債の目的、公共下水道事業。1,900万円。これにつきましては、小規模な環境工事と、それから公共枡の設置、新たに新築をされるところの公共枡の設置ということで、1,900万円ほど計上させていただいております。それから資本費平準化債、8,500万円。合計1億400万円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、記載のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第32 議案第30号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別

会計予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第32 議案第30号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書60ページでございます。

議案第30号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページ、お願いいたします。

平成23年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ3,139万8,000

円と定める。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、分担金。74 万円。これは維持工事にかかわる地元負担金ということで、毎年かかる負担、工事費に対して 7% の負担金をいただいているというものでございまして、今年度は 55 万 5,000 円増えてございますが、公共柵の新設がどうもありそうだということで、農集はほとんどそういうことないんですが、どうも新しい家が建つというようなことを想定をしております、増えてございます。

それから使用料及び手数料。で、使用料。945 万 1,000 円。これは 153 戸で有収水量を 4 万 5,000 トンほど見込んでいる数字でございます。ほとんど変わりございません。

それから手数料。督促手数料で 1,000 円。

それから繰入金。他会計繰入金。2,120 万 4,000 円でございます。一般会計からの繰入をお願いするというものでございます。

それから繰越金で 1,000 円。

諸収入。延滞金、加算金及び過料で 1,000 円でございます。

歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。1,356 万 5,000 円。これは主に施設の維持管理費を予定させていただいております。

それから公債費でございます。起債の償還で 1,698 万 3,000 円。

あと予備費で 85 万円ということでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第33 議案第31号 平成23年度御代田町個別排水処理施設整備

事業特別会計予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第33 議案第31号 平成23年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書61ページをお願いいたします。

議案第31号 平成23年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,250万2,000円と定める。

2ページをお願いいたします。

歳入で、款1、使用料及び手数料。項1、使用料。537万8,000円。これは地区の合併処理浄化槽の使用料でございまして、現在稼動中が96基、休止中が11基、計107基の使用料をいただくということになってございます。

それから手数料で、督促手数料は1,000円。

それから繰入金。他会計繰入金。これは一般会計からの繰入ですが、712万1,000円をお願いしたいということでございます。

それから繰越金で1,000円。

諸収入。延滞金、加算金及び過料で1,000円でございます。

それから歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。616万3,000円。これは浄化槽の維持管理費でございます。

それから公債費で、起債の償還で593万9,000円。

それから予備費。40万円ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正

予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正

予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 6 2 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 2 年度御代田町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 6, 4 7 1 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 7 4 億 3, 0 3 1 万 9, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第 2 条、第 2 条につきましては、第 2 表の繰越明許費によるということでございます。

それから地方債の補正につきましては、第 3 条で、第 3 表地方債補正によるということでございます。

続きまして2ページ、お願いいたします。第1表歳入歳出予算補正であります。

この内容につきましては、資料番号3の方でご説明をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。資料番号3をお出してください。

款1、町税。項1、町民税。補正額200万円ということで、個人町民税が1,000万円の減額、それから法人町民税が1,200万円の増額ということでありまして、23年度予算でも申し上げましたけれども、所得の減等によりまして、個人町民税を守っているという内容でございます。法人町民税については、若干ですけれども、若干増額になっているというものでございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額で952万1,000円の減額の補正であります。保育料の負担金ということで、984万5,000円。これにつきましても、保育料ですけれども、所得が減になっているということでありまして、所得に応じて保育料をとということになっておりますので、所得の減が負担金の減ということになっております。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。346万4,000円の増額の補正であります。主な理由といたしまして、墓地の永代使用料75万円×3人分ということで、225万円でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額で1,897万9,000円の減額の補正であります。主な内容ですけれども、子ども手当の負担金で2,020万6,000円の減額ということであります。これにつきましては、22年度初めてということでありまして、予算計上のときに若干多目に予算を計上していたということで、今回の補正で落とさせていただくというものでございます。

それから項2、国庫補助金。補正額8,201万3,000円でございます。主な内容ですけれども、介護福祉空間の交付金で3,000万円。この3,000万円は、龍神の杜公園のステージの改修工事ですけれども、これのものでございます。それから安全安心な学校づくり交付金6,854万8,000円。これにつきましては、中学校の建替事業で交付金が増額になってきているということでございます。

続きまして款15、県支出金。項1、県負担金。補正額393万5,000円の減額の補正でございます。主な内容で、子ども手当負担金ということで472万6,000円の減額。これにつきましても、国庫と同じ理由でございます。

続きまして款18、繰入金。項2、基金繰入金。補正額で1,830万円の減額

の補正でございます。これにつきましては、中学校の建替、中学校建替基金の繰入の減額でございます。

続きまして款20、諸収入。項4、雑入。補正額で840万5,000円の減額の補正でございます。主な内容といたしまして、福祉空間整備事業地元負担金1,049万4,000円ということでございまして、10月に補正予算組まさせていただきますまして、その後、内容等を精査したところ、地元の負担金としてどういうふうにするのかということの中で、塩野区、一里塚区をあわせまして1,049万4,000円の減ということでありまして、全体の中で、備品等、いろいろなものにつきまして、やはり地元で用意しなければならないものもあるということで、このものにつきましては減という形で、全体の事業費を縮小という形になっております。

続きまして3ページをお願いいたします。

款21、町債でございます。補正額9,850万円の減額の補正でございます。内容といたしまして、まちづくり交付金事業債ということで、4,290万円の減額の補正でございます。これは西宮原長坂線ほか、交付金事業の確定によります減ということでございます。それから中学校建設事業債、5,360万円の減ということで、交付金が先ほど増額になっておりましたけれども、この分につきまして、起債を使わなくてもいいということでございまして、ここで減額をさせていただきます。それから災害復旧事業債で190万円の減額でございますけれども、これは、7月にございました豪雨災害ありましたけれども、この災害が激甚災害に指定されたということで、起債を使わなくてもいいということであります。

全体の補正額で6,471万2,000円の減額の補正でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出です。

款2、総務費。項1、総務管理費。補正額238万1,000円の増額の補正であります。主な内容ですけれども、パソコンアクセスライセンス298万7,000円ということでございまして、このパソコンアクセスライセンスということで、御代田町、現在全体のパソコンが135台ということで計算をされておりますけれども、マイクロソフト社からの調査によりまして、実際には40台しかライセンスを取得していなかったということでございまして、残りの95台分と、それから他のサーバーのライセンス、これをここできちんと契約をしてくださいよということで

ございまして、今回、この予算計上をさせていただいたものであります。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額2,983万5,000円の増額の補正でございます。主な内容ですけれども、高齢者交流施設の建設工事2,980万円の増額であります。この内容ですけれども、龍神の杜公園につきまして、3,650万円の増。塩野、一里塚、先ほど申し上げましたけれども、内容を精査した結果、全体の事業費が落ちているということの中で、670万円の減というものでございます。

続きまして項2、児童福祉費。補正額2,885万6,000円の増額の補正でございます。子ども手当2,964万円の減ということで、初めての年であったということで、予算が多目であったということで、減額の補正をお願いするものであります。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額719万円の減額の補正であります。主な内容ですけれども、インフルエンザワクチンの接種で308万5,000円の減額でございます。

続きまして款6の農林水産業費。項1の農業費。補正額417万4,000円の減額の補正であります。主な内容ですけれども、中産間地直接支払交付金が179万6,000円の減であります。

続きまして項3、農地費。補正額で1,942万1,000円の減額の補正であります。これにつきましては、まちづくり交付金事業で1,960万円の減額の補正でございます。

今度は4ページをお願いいたします。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。補正額で5,014万円の減額の補正でございます。これにつきましては、まちづくり交付金事業ということで、西宮原長坂線、あのゴルフ場、大浅間ゴルフ場ございますけれども、この縦道ですけれども、これが22年度事業ではなく、23年度事業ということになりましたので、減額をさせていただいてあります。

続きまして項2、都市計画費。補正額で2,000万円の減額補正であります。内容といたしまして、公共下水道の特別会計への繰出金が2,000万円の減額であります。これは、公共下水道の使用料の増等によって繰出金が減になったという内容のものでございます。

款 9、消防費。項 1、消防費。補正額で 6 8 2 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。主な内容ですけれども、緊急告知システムの設計委託ということで、これが入札を行いまして、差金といたしまして 2 4 7 万 6, 0 0 0 円の減額の補正でございます。

続きますして款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。補正額で 1, 5 5 7 万 9, 0 0 0 円の減額の補正であります。主な内容で、中学校の建替事業で 1, 3 0 7 万 9, 0 0 0 円の減額であります。工事費の確定によるものでございます。

続きますして款 1 2、公債費でございます。補正額で 8 5 0 万円の減額であります。町債の利子の償還金で 8 5 0 万円の減というものでございます。

款 1 4 の予備費でございます。全体の予算を調整させていただきまして、予備費 7, 5 6 6 万 1, 0 0 0 円でございますして、合計で 1 億 1, 6 0 9 万 1, 0 0 0 円。

歳出合計で 6, 4 7 1 万 2, 0 0 0 円の減額の補正でございます。

続きますして、予算書の方にもう一度、予算書の 6 ページにお戻りいただきたいと思っております。

第 2 表繰越明許費ということでございまして、繰越明許費につきましても、予算議決が必要になります。

まず款 3、民生費。項 1、社会福祉費。事業名、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業。金額で 1 億 8, 4 8 3 万 7, 0 0 0 円でございます。内容的には、塩野、一里塚、広戸、それから今回補正の龍神の杜公園の、ステージ等の改修工事、建設工事、それから設計管理委託料とあわせましてこの金額になります。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。事業名、予防接種事業でございまして、子宮頸がん予防ワクチン接種の委託料、これが 1 0 0 万 4, 0 0 0 円でございます。

款 6、農林水産業費。項 2、林業費。事業名で林道の維持補修工事 6 6 0 万円でございます。これにつきましては、きめ細かな交付金事業ということで、森泉山林道の補修工事でございます。続きますして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業でございます。6 0 0 万円。これにつきましては、雪窓湖の改修工事を既に、雪窓湖自体の改修工事は終わっているわけですけれども、その芝、植栽工事、これは春にならないとできないということで、繰越になっております。それから農地活性化緊急基盤整備事業。9 0 0 万円。これにつきましては、清万地区のため池の改修工事でございます。

続きますして款7の商工費。項1、商工費。事業名で、観光案内板設置工事ということで、120万円。きめ細かな交付金事業。真楽寺の公園観光案内板設置工事でございます。

続きますして款8、土木費。項2、道路橋梁費。事業名で、道路維持補修工事。980万円。きめ細かな交付金事業の中で、平和台団地内、13号線ほか2路線ということでございます。続きますしてまちづくり交付金事業（道路改良）。雪窓向原線道路改良工事、それから上小田井雪窓線ほかの用地補償費等でございます。これが6,755万3,000円でございます。続きますして地方道路整備事業。4,998万円でございます。これにつきましては、広戸御代田停車場線の道路改築工事ということで、災害にあった場所でございます。

続きますして項4、都市計画費。住宅リフォームの補助事業。きめ細かな交付金事業ということでありまして、これもさきに補正をさせていただきました事業でございます。20万円限度、20%というものでございまして、これが1,000万円でございます。

続きますして次のページ、7ページをお願いいたします。第3表地方債です。

変更であります。まちづくり交付金事業。補正前ということで5億5,290万円。補正後ということで5億1,000万円ということで、4,290万円の減額の補正であります。

それから社会資本整備総合交付金。補正前の限度額2,250万円。それから補正後ということで2,240万円。これが10万円の減ということで、事業費の確定によるものでございます。

続きますして中学校の建替事業。補正前で4億1,970万円。補正後の額で3億6,610万円ということでありまして、5,360万円の減と。これも先ほど申しましたけれども、交付金の増によりまして起債が減額できたという内容でございます。

次に、変更ということでありまして、変更ではなく廃止でございます。災害復旧債ということで、補正前の額190万円ございまして、補正後0ということであります。これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、激甚災害に指定されたということでありまして、起債が必要なくなったと。ちなみに、激甚災害の補助率が97%ということになっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

東口重信議員。

（6番 東口重信君 登壇）

○6番（東口重信君） 議長、6番 東口でございますが、繰越明許費のことでちょっとお尋ねしたいのですが、8番、土木費の中のいわゆる住宅リフォーム補助事業、かつて全協でご説明あった際に、この金額以上に出た場合はどうなんでしょうと申し上げましたら、できるだけ町民の皆さん方の意に沿いたいと、こういうお話ございましたが、変わらないんでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 笠井建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） はい、当面、上限が20万円ということで予定をしておりますので、1,000万円ですと50件を予定されるわけですが、上田市なんかの状況を見ますと、大体1件あたり平均14万円くらいだと聞いております。そうすると、70から80件ぐらい想定されるわけですが、それを超えるようなことがあれば、いまの予定で行きますと、また改めた予算をつけてですね、期限切れということで事業を中止しないという方向では考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） いままたま上田の例が出たんですが、上田では、話によりますと、4日間ぐらいでその要望が終了しちゃったと。で、その後は、来年度の方へ繰り越されるみたいなことで、いま御代田町でそういうことがあっても、御代田の場合にはそういう心配がないんだなということで、いま、安心したわけなんですけど、実は、その手続の方法で、実は私自身もできればそういうことをやってもらいたいなと思って考えたんですが、あるところから、指定業者はだめだと。約11社ぐらいあるそうなんですけれども。

いわゆる町では、そういう工事をしていただく零細中小企業の方の斡旋と言うと変なんですけども、工事店だとか、そういうことについてはお知らせできないと。

自分で探して、書類をつくって届けると、こういうお話で、そうするとどう考えてももう既に広報というんでしょうかね、町のあれでこう、もう一般の町民に皆知れ渡っているわけですけども、それは事前に相談しろと、一言文書が入っていませんで、相談しないで勝手にそういうことはしないでらうとは思いますが、現実には私自身がもしそれをやろうと思うと、ちょっともう躊躇しちゃってですね、そんな手続どこにお願いしていいかもわかんないと、こんな状況のようなんですが、町長、その辺お考えだったんでしょうか。町長が前にそういうお話しされたものだから。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 住宅リフォームの実施については、私どももいろんな事例が想定されることから、近隣、その他いろんなところの実施している状況をよく調査してですね、不都合が起きないようにというふうに考えています。

ただ、今回の住宅リフォームの趣旨そのものが、中堅の建設業者というよりも、地元の大工さんやその他個人経営の、本当に底辺と言いますか、そういう方々に仕事をというところに趣旨があります。

ただ、そうした趣旨で実施しようとした場合に、いろいろなケースが出てきているようです。私のところにも1つ、2つお聞きしているわけですけども、それにつきましては、いずれにしても町としては、この事業の趣旨ということに沿ってですね、それがどのように到達できるのか、また、そのリフォームをやろうとする人の、その考えとかもありますので、その辺はよく相談に乗ってですね、その趣旨が生かされるような事業形態というものをいろいろ相談する中でやっていきたいなと、やっていく必要があるだろうなど、このように考えています。以上です。

○議長（柳澤 治君） 東口重信議員。

○6番（東口重信君） 今日の新聞報道によると、県ではこういう事業がないので、ぜひ、県でもやれというお話をしたときに、県知事は、これはもうばらまきの仕事だと。ただ、体裁のいいお話だから、県としてはもうちょっと検討するというようなお話があったようなんですが、現実にはこの1,000万円、私は本当に上田と同じように御代田でも実施されれば、喜んで皆さん方利用されるんだろうと思って、全協のときには伺っていたんですが、結果的に、いま町長も趣旨、趣旨ということをおっしゃったんですが、その趣旨が本当にこれで生かされるのか、あるいはこの

1,000万円という金額でいいのか、こんなことをちょっと思いまして、いま質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（柳澤 治君） 議案の上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 11番 市村千恵子です。

1点お聞きいたしたいと思います。ページは、22ページであります。22ページですね、児童福祉総務費の中に、歳入の方でもありましたが、安心こども基金事業補助金というのを使ってなんだと思うんですけども、この説明の欄の自動体外式除細動器っていう、こども用のAEDの設置なのかなというふうには思うんですが、これをどこに設置していくお考えなのか。また、その、ちょっと聞くところによると、バッテリーみたいなものをこう取りかえていかなくちやなんないという話の中での維持管理というのは、どのように考えているのか、その点について。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） はい、お答えいたします。

今回お願いいたしました補正予算は、お話のとおり、長野県安心こども基金を利用した事業で、交付決定が2月28日に行われたため、今回計上させていただきました。

内容につきましては、町内の児童福祉施設7カ所に設置いたします。内訳は、公立保育園2、私立保育園1、私立幼稚園1、公立児童館3に、各1台ずつ設置するものです。

なお、この設置につきましては、広報誌に掲載するとともに、財団法人日本緊急医療財団に登録を行いまして、インターネット上にありますAEDマップ、AEDの設置マップ等へ掲載してまいりたいと思います。

また、維持管理にあたっては、設置したAEDの点検担当者を配置し、AEDのインジケータの表示を確認すること、消耗品、まあ、電極パッドとか、バッテリーの交換時期をですね、表示ラベル等により確認し、適切に交換する等、日常点検を実

施してまいりたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） いまのお話ですと、その私立幼稚園が1件と、それから私立の保育園が1件というふうにあるわけですが、そこも含めた中で、しっかりと町が責任を持って、そのバッテリーとかも、管理もしていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） これからですね、実際、私立の方の設置、消耗品につきましては、まだまだ協議してございませんので、協議を詰めてまいりたいと思います。ただ、いずれにしても管理が大事なので、それについては、設置した段階で、設置者の方に点検担当者という方をつくっていただいて、維持を確実にしていきたいというふうに思います。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） ひとつやはり、私立のところでは、なかなかその、やっぱりつけるのはとても子どもたちの命を守るって意味では設置したいが、その維持管理の費用というところが、個人、私立の場合だと負担になっていくと、とても非常に大変だというお話もちょっとあった中で、そこら辺もしっかりと検討していただきたいなということを申し上げて終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第35 議案第33号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第35 議案第33号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第33号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,315万9,000円とする。

平成23年2月7日同意

御代田財産区管理会会長 柳澤忠良

管理会の方で2月の7日の日に同意をいただいております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。補正額ですけれども、50万円の減。

款3、繰越金。項1、繰越金。補正額で55万6,000円の増というものでございまして、第1回目の補正ということで、繰越金55万6,000円を補正し、財政調整基金の繰入金50万円を減額したという内容の補正でございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

歳出では、予備費。5万6,000円で調整をさせていただきました。

説明につきましては以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第36 議案第34号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別

会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第36 議案第34号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の64ページをお願いいたします。

議案第34号 平成22年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,683万2,000円とするというものでございます。

平成23年2月24日

小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

2月24日に同意をいただいております。

第1表歳入歳出予算補正というものでございます。

款1、財産収入。項2、財産の売払収入ということでございまして、土地の売払収入、補正前の額が1,000円。今回の補正額が209万9,000円ということで、210万円ということでありまして、これは、場所が大字塩野1271-73の一部。単価が500、失礼しました、5,250円で、400㎡で210万円というものであります。ここにつきましては、いま塩野のいわゆるあの空堀と言いますか、そのところの防災の工事を行っているわけですが、その地権者の内堀廣さんが持っておられる土地が、その空堀のところにございまして、その土地を、代替として財産区の土地が欲しいということでございまして、その場所と申しますのが、旧県道がございまして、町道に編入になりました清万から塩野を

通っております県道ありますけれども、そこの大谷地のところの、いわゆる空堀のうえに橋がありますけれども、内堀廣さんの造園があるところの橋がありまして、その南側に財産区の土地がありまして、ここの土地を欲しいということでございまして、ここのところの売払収入というものでございます。

ここで財産の売払収入ができたということで、基金からの繰入金 210 万円を減額するという内容の補正でございます。

次のページ、3 ページをお願いいたします。

歳出ということで、予備費で 1,000 円の減額ということで、1,000 円の減額で調整をさせていただいて、全体の予算を調整をさせていただきました。

説明につきましては以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 37 議案第 35 号 平成 22 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 37 議案第 35 号 平成 22 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 65 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 平成 22 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1億267万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億8,628万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から4,613万2,000円を減ずるものでございます。療養給付費減少に伴う減でございます。

項2、国庫補助金。既定額から18万円の減額ということで、出産件数の減によります。

款4、県支出金。項1、県負担金。既定額から33万5,000円を減額するもので、負担金の確定によるものでございます。

項2、県補助金。既定額から1,000万円の減額でございます。これも療養給付費減少に伴う減でございます。

款7、項1、共同事業交付金。既定額から484万円を減ずるもので、これも額の確定によります。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。既定額の15万円をそっくり減額するものでございまして、運用の関係で2年満期ということで、本年度の利払いがないということで、減額でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から13万3,000円を減額するもので、人件費分の減であります。

項2、基金繰入金。既定額の4,000万円をすべて減額して0とするものであります。

款11、諸収入。項3、雑入。既定額から90万円を減額するもので、第三者行為による負担金の減でございます。

歳入合計1億267万円を減額いたしまして、14億8,628万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、保険給付費。項1、療養給付費。既定額から5,000万円を減額するも

のでございまして、給付費減少見込みによる減でございます。

項 2、高額療養費。既定額から 1, 0 0 0 万円を減額いたします。これも同じ理由によるものでございます。

項 3、出産育児一時金。これにつきましては、財源変更でございます。

款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金。既定額から 4 8 4 万円を減ずるものでございまして、これは確定によるものでございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費。既定額から 2 0 0 万円を減ずるものでございまして、受診者が当初見込んだより少なくなったという状況でございます。

項 2、保健事業費でございますが、既定額に 3 6 万 7, 0 0 0 円を加えるものでございまして、人間ドック受診者増によるものであります。

款 9、項 1、基金積立金。既定額の 1 5 万円をそっくり減ずるもので、利払いがないということでございます。

款 1 0、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。既定額から 1, 3 0 2 万 6, 0 0 0 円を減ずるもので、返還金が次年度清算となったため、減額をするものであります。

款 1 1、項 1、予備費で、既定額から 2, 3 0 2 万 1, 0 0 0 円を減ずるもので、こちらで調整をさせていただきますして、歳出合計から 1 億 2 6 7 万円を減じて、1 4 億 8, 6 2 8 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の66ページをお願いいたします。

議案第36号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ3,070万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億1,169万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から827万9,000円を減額するものでございまして、これは国の内示による減額でございます。

項2、国庫補助金。217万1,000円の減額でございまして、介護給付費減に伴う減でございます。

それから款5、項1、支払基金交付金。既定額から1,059万円を減額するものでございまして、これも介護給付費の減に伴う減でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額から441万3,000円を減ずるもので、これも介護給付費の減額に伴うものでございます。

それから款7、財産収入。項1、財産運用収入。既定額から1万2,000円を減ずるもので、利子の確定によります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。既定額から523万6,000円を減ずるもので、これも介護給付費の減に伴うものでございます。

歳入合計、既定額から3,070万1,000円を減額し、9億1,169万

6, 000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。既定額から51万1,000円を減ずるものでございまして、介護認定審査会の負担金の確定による減であります。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。既定額から3,530万円を減額するもので、介護認定者数が見込んだほどは伸びなかったという状況で、介護給付費が減額になってきております。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業。既定額から31万2,000円を減額するものでして、人管による人件費分であります。

款4、項1、基金積立金でございますが、既定額から6,000円を減ずるもので、利子の確定によるものであります。

款7、項1、予備費。既定額に542万8,000円を増額させていただきまして、調整をさせていただきまして、歳出合計が、既定額から3,070万1,000円を減額しまして、9億1,169万6,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第39 議案第37号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別

会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第39 議案第37号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第37号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ121万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,347万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に121万5,000円を増額するもので、基盤安定の負担金、町の負担金が確定したことによるもの等でございます。

歳入合計で、既定額に121万5,000円を増額いたしまして、9,347万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、同じ項目でございます。既定額に105万5,000円を増額するものでございまして、基盤安定負担金分であります。

款3、保健事業費。項2も同じでございます。既定額に16万円を増額するもので、人間ドック受診者が増えたことによる補助金分の増額でございます。

歳出合計、既定額に121万5,000円を増額し、9,347万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第40 議案第38号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第40 議案第38号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書68ページをお願いいたします。

議案第38号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,144万3,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

県支出金。県補助金でございます。1万2,000円の増額をお願いするものでございますが、補助金の県からの確定によってですね、変更内示が増ということでございます。それに伴う補正をお願いするものでございます。

3ページ、歳出で、土木費。住宅費でございます。その1万2,000円を事務費の方に回して使うということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第41 議案第39号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第41 議案第39号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、69ページをお願いいたします。

議案第39号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ400万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8,503万5,000円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1、分担金及び負担金。項1、負担金。これは補正額0となっておりますが、この中での工事の負担金を80万円減額をいたします。これは償還等がないということで減額をさせていただきまして、新規加入金につきましては、新規が増えているということで、80万円の増ということで、0ということになってございます。よろしくをお願いいたします。

それから使用料及び手数料。手数料でございます。閉開栓件数の増によりまして、15万円の増でございます。

それから財産収入。財産運用収入。35万2,000円の減額でございますが、基金の利子の中間利子の減によるというものでございます。

それから繰入金。基金繰入金。380万円の減でございますが、これ、当初予定

をいたしましたGIS事業をもうちょっと有利な事業があるということの中で先送りしたということによって繰入を不要としたものによるものでございます。

次に3ページ、歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。340万円の減額でございます。これは主に消費税の額が確定をしたということで、消費税、予定したより納めなくて済んだということでございます。

それから施設管理費。これは財源変更でございます。

それから他会計繰出金。754万2,000円の減額でございますが、小沼簡水との按分経費でございます。先ほど申し上げましたとおり、GISの構築事業、これを先送りしたことによって、事業が減になったというものでございます。

それから諸支出金で、基金費。1,515万円の増でございますが、経営安定化に向けて、基金に積立可能額の積立を行うというものでございます。

予備費につきましては、821万円の減額でございます。これを減額して基金への積立を行うものということでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第42 議案第40号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第42 議案第40号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書70ページをお願いいたします。

議案第40号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ965万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,886万3,000円とする。

2ページでございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金で、300万円の増でございます。これは集合住宅の建築が非常に多いということで、それに伴います新規加入金の増ということでございます。

それから使用料及び手数料。使用料。29万2,000円の減額でございます。これは道路改良工事によりまして、塩野小諸境の道路改良工事によりまして、小諸市への分水が、管が支障になるということで3カ月とまるというものに伴って、小諸市からの収入がなくなると。3カ月間なくなったと、なくなるということでございます。

それから手数料。これは10万円の増でございますが、閉開栓手数料の増でございます。

財産収入。財産運用収入。50万4,000円の減でございます。これも御代田簡水同様、中間利子の減によるものでございます。

繰入金。他会計繰入金。754万2,000円の減額でございます。御代田簡水との按分経費の減額によるものでございます。

それから基金繰入金。500万円の減。これは御代田簡水同様、GIS構築事業の先送りによって、必要ないということになったものによるものでございます。

それから諸収入で、雑入。58万円の増でございますが、水道施設の落雷被害に遭いまして、それに伴う保険金の入ということでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。1,417万7,000円の減額でございます。これは先ほど來說明をしてございますGIS構築事業、これが先送りをしたと

ということによります、とそれから管理係長が途中で退職をしたということによる人件費の減額等でございます。

それから施設管理費。117万6,000円。これは入札差金と事業費確定による減額でございます。

建設改良費。建設改良事業費。これは財源変更でございます。

諸支出金の基金費。1,895万円。経営安定化に向けて、可能額を積み立てるということでございます。

予備費でございますが、1,325万5,000円の減額で、この減額をしてです、基金への積立を行っていきたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第43 議案第41号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第43 議案第41号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第41号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,027万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億7,087万7,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入です。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。150万円の減額でございますが、受益者負担金、滞納繰越分につきまして、収入見込みにより減額をお願いしたいというものでございます。

それから使用料及び手数料。使用料でございます。1,110万円の増でございますが、これは使用料で、現時点の見込み額によって増額が予想されるということで、お願いをしたいと思います。

それから繰入金。他会計繰入金。一般会計よりの繰入を2,000万円減ずるというものでございます。

それから諸収入で雑入。12万5,000円の増でございますが、これも落雷によって被災を受けまして、その相当額の保険金の収入があったということでございます。

それから3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、土木費。項1、都市計画費。675万5,000円の減額でございますが、これは汚泥処分、それから消費税額の確定による減額ということでございます。

次に公債費。項でございますが、155万1,000円の減額でございますが、借入金利子の確定による減額でございます。

それから予備費は、事業費の調整によって、196万9,000円減額をさせていただくということでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第４４ 平成２３年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について――

○議長（柳澤 治君） 日程第４４ 平成２３年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の７２ページをお願いいたします。

平成２３年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページ、７３ページをお願いいたします。

平成２３年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算についてということで、平成２３年２月２５日御代田町の土地開発公社理事会におきまして、議決をいただきました。

まず、その内容ですけれども、７４ページをお願いいたします。

平成２３年度御代田町土地開発公社事業計画であります。

平成２３年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

１ 用地売却計画

- | | |
|-----------|---------------------------|
| （１）用地名 | 代替用地坪谷地 1 |
| （２）売却予定面積 | 2, 068. 00 m ² |
| （３）売却予定金額 | 8, 389万7, 888円 |

であります。

この売却金額につきましては、簿価に２％を掛けて、手数料を掛けて上乗せした金額であります。

次のページの７５ページをお願いいたします。

平成２３年度御代田町土地開発公社の予算であります。

（総則）

第１条 平成２３年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

まず収入です。第1款、事業収益。第1項、公有地取得事業収益。8,389万7,000円。第4項、附帯事業収益。1,000円。

第2款、第1項、受取利息。1,000円。

収入合計で8,389万9,000円。

次が支出です。第1款、事業原価。第1項、公有地取得事業原価。7,195万2,000円。

第2款、販売及び一般管理費。第1項、販売及び一般管理費。20万3,000円。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息。1,030万1,000円。

支出合計で8,245万6,000円。

収益的収入支出の差引額で144万3,000円であります。

次のページ、76ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるといふことで、0であります。

それから支出。第1款、資本的支出。第7項、公社債償還及び長期借入金の償還金。7,000万円。

支出合計で7,000万円であります。

内容の詳細、それから損益計算書、貸借対照表については、ご覧をいただきたいと思ひます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長(柳澤 治君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成23年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

――日程第４５ 平成２２年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回

補正予算の報告について――

○議長（柳澤 治君） 日程第４５ 平成２２年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の８９ページをお願いいたします。

平成２２年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回補正予算の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページ、９０ページをお願いいたします。

平成２２年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回の補正予算でございます。この補正予算につきまして、平成２３年２月２５日御代田町土地開発公社の理事会におきまして、議決をいただきました。その内容について、ご説明を申し上げます。

９１ページ、お願いいたします。

平成２２年度御代田町土地開発公社変更事業計画。

平成２２年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のように変更する。

１ 用地売却計画（削除）

削除でございます。

| | |
|-----------|--------------|
| （１）用地名 | 代替用地借宿小諸線 |
| （２）売却予定面積 | ４０７．７９㎡ |
| （３）売却予定金額 | ２，００８万３，６３０円 |

でございます。これについては、削除でございます。

２ 用地売却計画

| | |
|--------|------|
| （１）用地名 | 住宅用地 |
|--------|------|

ということで、場所的には井戸沢の処分場がございますけれども、あの井戸沢の処分場の隣でございます。

| | |
|-----------|----------|
| （２）売却予定面積 | ２４．１７㎡ |
| （３）売却予定金額 | ９万８，０３３円 |

でございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町土地開発公社第1回補正予算

(総則)

第1条 平成22年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおりとする。

収入であります。第1款、事業収益。第1項、公有地取得事業収益であります。補正予算で1,998万5,000円の減額をいたしまして、9万8,000円。それから第4項、附帯事業収益。補正予算で8万3,000円の増額の補正をいたしまして、8万4,000円でございます。この9万8,000円につきましては、先ほど申し上げました代替用地と井戸沢のところということで、この金額。それから8万4,000円につきましては、小田井のやまいしさんがございますけれども、あの隣のところの用地が公社の所有となっております、その用地を貸し付けていたお金でございます。この2つを今回、補正をさせていただいたという内容でございます。

そして、収入合計ということで1,990万2,000円の減額の補正をいたしまして、18万3,000円でございます。

続きまして支出であります。第1款、事業原価。第1項、公有地取得事業原価であります。補正額で1,957万8,000円の減額で、9万8,000円あります。

続きまして第2款、第1項、販売費及び一般管理費。1万6,000円の減であります、18万7,000円。

第3款、第1項、支払利息。1万3,000円の減額補正で、0であります。

支出合計で1,960万7,000円の減額補正でありまして、合計で28万5,000円あります。収益的収入と支出の差引が、10万2,000円の減でございます。

次のページ、93ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をする。

収入ということで補正がございません。

それから支出。第1款、資本的支出。それから第7項、公社償還金及び長期借入金の償還金でありますけれども、これが1,530万円の減であります。

そして、支出合計ということで1,530万円の減で、0という内容のものでございます。

詳細、それから損益計算書、貸借対照表につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

説明については、以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第41号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて――

○議長（柳澤 治君） 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の106ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

記

住 所 御代田町大字馬瀬口2252番地

氏 名 山本 卓男

生年月日 昭和21年8月20日生

現人権擁護委員の古越 武氏は、平成23年6月30日をもって任期満了となります。同氏は72歳になられ、3期9年が終わるため、本人より任期満了に伴い辞めたいとの申し出が昨年来ございました。

今回、推薦をしたいと考えております山本卓男さんは、軽井沢プリンスホテルで40年、その後、八十二銀行の嘱託職員として5年間の長い民間企業を、企業勤務をなされまして、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、地域でも人望の厚い方で、候補者として推薦したいと考えているところです。

よろしく願いをいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第2号を採決いたします。

本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

――日程第４７ 請願第５号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加

反対に関する請願――

○議長（柳澤 治君） 日程第４７ 請願第５号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）
交渉参加反対に関する請願については、今定例会に提出され、受理いたしました。
お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第９２条の規定により、
所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

なお、総務課長より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは私の方から、本日１４時４６分ごろ、宮城県沖を震
源とする、震源として発生した地震の町内の状況について、ここでご報告申し上げ
ておきます。

最初の地震は、１４時４６分ごろ、震源地では発生したということではありますが、
当町では最大の揺れが３分おくれの１４時４９分で４．１に達したということであ
ります。その後、余震も起きまして、余震の中で一番大きかったのが、１５時１７
分の３．２という余震がございました。その後、直ちに公共施設並びに公共用管理
施設、道路、橋梁等、それぞれの担当課において、また、消防署の方でも現地の方
を全部歩きまして確認した結果、１６時３８分現在、特に建物関係、それと道路、
橋梁、水道施設等、特に死人ができる被害は発生していないということで、まず安
心したところであります。

とりあえず、これは１６時３８分現在で、細かいものは個人のお宅の中でタンス
が倒れたとか、そういうことまではちょっと把握はできておりませんが、消防署の
方にも特に被害の報告等、入っていないということでもありますから、とりあえず、
ご報告までしておきます。

ありがとうございました。以上です。

○議長（柳澤 治君） ご苦勞さまでした。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散 会 午後 4 時 5 3 分